

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第五章 略〕

第六章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 略〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条～第七十九条の四）

〔第四節の二～第六節 略〕

〔第七章～第十一章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 銀行が第二百七十条の八第一項に定めることにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔八～三十五 略〕

改 正 前

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 同上〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条～第七十九条の四の六）

〔第四節の二～第六節 同上〕

〔第七章～第十一章 同上〕

附則

（定義）

第一条 同上

〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 銀行が第二百七十条の八第二項に定めることにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔八～三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアイフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第七十九条第四項に規定する长期決済期間取引をいう。第四十八条第一項第一号及び第七十八条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十七の四・八十二 略〕

（連結の範囲）

第三条 〔略〕

〔略〕

3 2 第三条 〔略〕  
3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という

三十六 「同上」

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十七の四・八十二 同上〕

（連結の範囲）

第三条 〔同上〕

〔同上〕

3 2 第三条 〔同上〕  
3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という

「保険会社等」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等(第五条第二子法人等(第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含ては、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスボージャー)

第六十条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開發銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアンフラ投資銀行向けエクスボージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスボージャー)

第七十四条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証(信用保証協会(第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。)により債務の全額が保証されたものに限る。)であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に

。)を子法人等としている場合における当該子法人等(第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。)については、連結の範囲に含めないものとする。

(国際開発銀行向けエクスボージャー)

第六十条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アシア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行向けエクスボージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスボージャー)

第七十四条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証(信用保証協会(第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。)により債務の全額が保証されたものに限る。)であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に

。係るエクスポート・ジャマーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

3 「略」

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 （パーセント）	掛 目 類	備 考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	「略」	オフ・バランス取引の種類
信用供与に直接的に代替する偶发債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を		備 考

。係るエクスポート・ジャマーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

3 「同上」

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十八条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 （パーセント）	掛 目 類	備 考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	「同上」	オフ・バランス取引の種類
信用供与に直接的に代替する偶发債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を		備 考

持つ裏書を含む。  
）及び元本補填信  
託契約等をいう。

## 八 有価証券の貸付、現

金若しくは有価証券による担保の提供（SA ICCR（第七十九条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポートジヤ方式（第七十九条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくはレポ形式品取引、長期決済期間

## 八 有価証券の貸付、現

金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

持つ裏書を含む。  
）及び元本補てん  
信託契約等をいう。

の取引若しくは信用取引その他これに類する

海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供

で与信相当額が算出されるものを除く。) 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引(次項及び第三項において「派生商品取引」という。)の与信相当額は、次条から第七十九条の三の六までに定めるところによりS A I C R又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の算出対象から除くことができる。

2|| 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内

の取引若しくは信用取引その他これに類する

海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供

で与信相当額が算出されるものを除く。) 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外國為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2|| 「項を加える。」

基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポート・ジャーワイ式（第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

一 内部モデル方式採用行

二 先進的計測手法採用行

三 第七十九条の三第一項の承認を受けた銀行

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日において S A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第七十九条の三第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用す

〔項を加える。〕

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用す

する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5|| 標準的手法採用行が第七十九条の三から第七十九条の三の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たつては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(S A I C C R)

第七十九条の二 標準的手法採用行がS A I C C Rを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数

る。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 同上〕

3|| 標準的手法採用行が第七十九条の四から第七十九条の四の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たつては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第七十九条の二 標準的手法採用行がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいづれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャーニーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求める）ことがあるべきとの契約をいう。以下この条並びに次

条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合」と「与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャーニー額（以下この条において同じ。）

前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。  
一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect})$$

$$- C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$ は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額  
 $Hc_{collect}$ は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

ボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回らないものとする。

次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛け目

取引の区分	残存期間の区分	掛け目 (ペーセンテージ)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇

の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス

ポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

ボラティリティ調整率

C<sub>post</sub>は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者

によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手

続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に

対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているも

のを除く。）の額

Hc<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡し

た資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担

保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

マーベル・トランク・ハーネス織機にてこの額

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しな

い額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の

額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3  
通貨の米ドル・ユーロ・豪ドル等の異なる通貨の組合せ

及び、前該各項に規定する算出を用いて算出する。

1年超五年以内	〇・五
五年超	一・五

株式関連取引	一年以内	六・〇
	五年超	八・〇
貴金属関連取引（金	一年以内	十・〇
関連取引を除く。）	五年超	八・〇
やの型のロイヤルティ	一年以内	七・〇
イ関連取引	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
	十五・〇	

(注一) 特定の支払期日ににおけるその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日における  
MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の  
額の最低単位としてあらかじめ定めた額）  
NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。  
3  
通貨の米ドル・ユーロ・豪ドル等の異なる通貨の組合せ  
及び、前該各項に規定する算出を用いて算出する。  
・五百一セントを下限とする。

――――・トゲコーネームを締結してこなこ場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

――――は、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

――――は、第六章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自行推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

――――は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

――――は、HNを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

――――マーチ・トグローメームを締結してこなこ場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

――――は、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグ

――――メントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

（注2） 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはあらかじめ商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）

は、「他のモデリティ関連取引」として取り扱いとする。

（注3） 回1通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについての項に係る額を与信相当額に加える必要があります。

（注4） 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外國為替取引、通貨

先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5） 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6） 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9） その他のモデリティ関連取引とは、エネルギー取

前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット

二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット

二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セット

五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット（前三号に該当するものを除く。）

十営業日

五  $Z$ （二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット  $M+N-1$

$M+N$  の場合は、翌回の清算時に付帯するリスクのマージン期間

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポート・リポジトリーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛け目

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
・スワップ		

（注1）

標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は

期の間は、当該ネンディング・セントについては、前項各号に定め  
るリスクのマージン期間の少なくとも1倍以上の期間をリスクのマ  
ージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$

$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup>は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup>は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Com)</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合における、ネッタ  
イング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリ  
スク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう  
。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割  
り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバ  
ーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り當  
てる」とがやめる。

、この項に基づいて算出される額について、取引の相  
手先から当該取引の約定に基づいて受け取る」ことや  
れていた額を上限とすることができる。

（注2）

- ① 第五十六条から第六十二条までの規定において、  
リスク・ウェイトが規定されている主体

- ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照ら  
して二十ペーセントのリスク・ウェイトとする」と  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
は5—3以上である主体をいう。

（注3）

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ  
バティブについては、プロテクションの対象とする複  
数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの

一	金利の変動等	金利デリバティブ
二	外国為替の変動等	外国為替デリバティブ
三	原債務者に係る信用状態の変動	信用デリバティブ
四	株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五	コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ
8	前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。	
一	金利デリバティブ	同一通貨の金利を参考する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
二	外国為替デリバティブ	同一の異種通貨間の為替レートを参考する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
三	信用デリバティブ	一の区分のヘッジセット
四	エクイティ・デリバティブ	一の区分のヘッジセット
五	コモディティ・デリバティブ	エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参考するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
9	前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第七十九条の三の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当	

対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

該取引を割り当てるものとする。

10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分」とし、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11| 第六項の算式中  $AddOn^{(IR)}$  は、次に掲げるより前に従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$  は、通貨  $j$  建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二| 前号の算式中  $AddOn_j^{(IR)}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分 (ペーセント)	掛目
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・一五

第十項に規定する別に設けられた

11・Ⅳ〇

くシシヤハニ

〔三〕 前号に規定するくシシヤハニ係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイヌダロのこやせかの算式を用いて算出する。

$$\text{イ} \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right.}{\left. + 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}}$$

$D_{j1}^{(IR)}$ は、通貨 $j$ 建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブタイプに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨 $j$ 建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下の金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨 $j$ 建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバ

ティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$$\text{ロ} \frac{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}$$

〔四〕 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るコマースによる調整後想定元本額に「ルタ調整値及ぼマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号の「ヨーナー」の調整後想定元本額は、金利「リバティ」  
に係る想定元本額に、次の算式により得た額の「ヨーナー」の調  
整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ヨーナー」の調整値  
が十箇業日を年換算した値未満となる場合は、「ヨーナー」の調  
整値は十箇業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブ<sub>i</sub>が参照する金利契約の計算期間  
の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値  
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又  
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参  
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算  
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、  
既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が  
経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブ<sub>i</sub>が参照する金利契約の計算期間  
の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値  
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又  
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参  
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算  
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号の「ルタ調整値」は、次のイカムくがやに異なる時の凶  
分に応じ、当該イカムくがやに応する値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
ホール・オプションの買い	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ホール・オプションの売り	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ブット・オプションの買い	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ブット・オプションの売り	

(注1)  $P_i$ は、当該オプションが参照する金利等の水準

(注2)  $K_i$ は、当該オプションの行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、○・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプションにおける最も遅い権利行使

日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6)

この表において「ロール・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものという。

(注7)

この表において「プラス・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ

イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

ハ  
イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの

七  
第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ  
 $\frac{\max\{M_i, 250\}}{\min\{M_i, 250\}}$

250

$M_i$ は、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR<sub>i</sub>は、当該金利デリバティブ<sub>i</sub>を含むネッティング・セットのリスクのマージン期間

ハ 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第一号」とあるのは、「

第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12) 第六項の算式#AddOn<sup>(FX)</sup>#は、次に掲げるように従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりです。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

11) 前号の算式#AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>#は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセツトの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセツト	四

三

第十項に規定する別に設けられた  
ヘッジセツト

二十

前号に規定するヘッジセツトに係る実効想定元本額は、ヘッジセツトに含まれる外國為替デリバティブごとに、当該外國為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブがネットイング・セツトに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「

「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「ο<sub>i</sub>は、○・五」とあるのは「ο<sub>i</sub>は、○・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するものマイナス

五

前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外國為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項各号」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げるところに従い、算出する。

算出に用いられる算式は、次のとおりです。

$$AddOn(Credit) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity\_k)は、Entity\_kを参照する信用デリバティフに係るアドオンの額の合計額

Entity\_kは、当該信用デリバティフが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティフがインデックス・クレジット・デフオルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity\_kに係る相関係数

前号の算式はAddOn(Entity\_k)が、次のイヌロに掲げる信用デリバティフの区分に応じ、当該イヌロに定める抽出をそれぞれ信用デリバティフに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティフ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める抽出

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リ	抽出
	(一セイハーハ)

スク区分							
1   1							
1   2							
1   3							
1   4							
1   5							
1   6							
六・〇〇	六	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八	
(パーセント)	掛目						
付に対応する信用リスク区分	適格格付機関により付与された格						

(注) 第五十六条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に

掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リス

ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$ (Credit)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五  
ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブ」であるのは「信用デリバティブ」又、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」又、「金利デリバティブ又は負債性商品」であるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」であるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」又、「金利デリバティブ又は負債性商品」であるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」であるのは「原債務者に係る契約」と読み替へるものとする。

## 六

第四号の「デルタ調整値」は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号の「デルタ調整値」」とあるのは、「第十三項第四号の「デルタ調整値」（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」の規定を適用する。」と、「イからハまで」とあるのは、「イ」と、「金利等」とあるのは、「信用デリバティブ」が参照する事業法人等又はインデックスの「信用状態」と、「○・五」とあるのは、「○・は、○・五」とあるのは、「信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあっては、一・〇、インデックスを参照する場合にあっては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは、「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)$ 15

$$\frac{1}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$$

(注1)  $A_i$ は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2)  $D_i$ は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利」、「レート」、「デイブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第

七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」又、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式<sup>且</sup>AddOn(Equity)<sup>は</sup>、次に掲げた如きに従い、算出する。

「算出に用いる算式は、次の如きである。

$$AddOn_{n(Equity)} = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - \left( \rho_k^{(Equity)} \right)^2 \right) \times \left( AddOn(Equity_k) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

11 前号の算式<sup>且</sup>AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、次の表の上欄に掲げるHクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、Hクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

					エクイティ・デリバティブの区分	
					第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	
+	二	百六十	十六	三十二	(パーセント)	掛目

		数を参照するエクイティ・デリバティブ
		第十項に規定する別に設けられたヘッジセグメントに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ
	百	

三 第一号の算式中の(Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

四 | イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五  
 ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあ

るのと「株価又は株価指数等」と、「○」は、〇・五」とあるのは、「○」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」、「レバゲイブ」とあるのは「エクイティ・リバゲイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第六項の算式中AddOn<sup>(c)om</sup>は、次に掲げるところに従い、算出す

NQ°

算出に用いられる算式は、次のとおりである。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \frac{\left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2}{\left[ \left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left( 1 - (\rho_j^{(com)})^2 \right) \times \sum_k (AddOn(Type_k^j))^{2\frac{1}{2}} \right]^{2\frac{1}{2}}}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(com)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type<sub>kj</sub>)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照する

コモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(com)}$ は、0.4

前号の算式はAddOn(Type<sub>kj</sub>)は、次の表の上欄に掲げる「モード・デイ・デリバティブの区分」に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該モード・デイ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

モード・デイ・デリバティブの区分	掛け目 (%)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるモード・デイ・デリバティブのうち、電	四十

					力を参照するコモディティ・デリバティブ
第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	ブ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ
九十	九	十八	二百	二十	

ブのうち、電力以外を参照するコモディティ  
イ・デリバティブ

三| 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四| 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ| オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○・五」とあるのは「○・一」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあっては「一・五、電力以外を参照する場合にあっては○・七」と読み替えるものとする。

ロ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリ

バテイブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバテイブの時価が下落するものマイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利」デリバテイブあるのは「コモディティ・デリバテイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RG = \max \left[ \frac{\sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) - \max(C_{MA}, 0), 0}{\max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min(C_{MA}, 0), 0 \right]} \right]$$

$$C_{MA} = \frac{C_{MA, collect} \times (1 - Hc_{MA, collect} - Hfx_{MA, collect})}{-C_{MA, post} \times (1 + Hc_{MA, post} + Hfx_{MA, post})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

VNSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘーカット調整後のネット担保額

C<sub>MA, collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>MA, collect</sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

H<sub>f<sup>x</sup>MA, collect</sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるとき適用するボラティリティ調整率

C<sub>MA, post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H<sub>c<sup>x</sup>MA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H<sub>f<sup>x</sup>MA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

18

スポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

第十六項の規定により与信相当額を算出する場合において、PFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargined}$$

PFE<sub>NS</sub><sup>unmargined</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

〔条を削る。〕

(標準方式)

第七十九条の三 標準的手法採用行が標準方式を用いる場合は、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットディング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

---

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j |\sum_i RPT_{ij} - \sum_l RPC_{lj}| \times CCF_j \Big)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額  
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保についてとは適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）  
の時価の合計額

RPT<sub>ijl</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。  
。）jlにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を  
いう。以下同じ。）

RPC<sub>1jl</sub>は、ヘッジ・セットjlにおける担保1のリスク・ポジション  
CCF<sub>jl</sub>は、ヘッジ・セットjlに対する掛け

11 リスク・ポジションは、次の二種類の規定による算出である。  
ただし、これらの規定によつてもリスク・ポジションを算出する  
場合には、カレッジ・リターン率による算出である。  
リスク・ポジションを算出しなければならない。  
イ 債債性商品（債券及び預金を含む。）以外のものを原資産  
とする場合、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p<sub>ref</sub>は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

---

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格 (vと同じ表示通貨による。)

口 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（ク  
レジンム・リコルト・スマップを除く。）、次の算式により  
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期  
間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年  
以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを  
算出するのを除しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分  
の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含  
む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取  
引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円  
換算の額）

rは、金利水準

クレジンム・リコルト・スマップにてこゝは、次の算式に  
よるべく・ポジションを算出する。

リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

1) 支払部分は、次の各項に規定するものとし。

イ 金融商品の支値として支払がなされた取引の場合は、当該支  
払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

## 2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

---

3

リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4

CCF<sub>j</sub>は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	
金	
株 式	
貴金属（ 金を除く 電 力	
イ （貴金属 コモディテ	

掛目 (パーセント)	
五	。
七	。
八・五	。
四	及び電力を除く。)
十	及び電力を除く。)

二 負債性商品を原資産とする場合、 $CCF_j$ は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品 (クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る)	その他
品			
○・六			
○・三			
○・二			

三 外国為替に関する $CCF_j$ は、一・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF<sub>j</sub>は十ペーセントとする。

(期待エクスポートジャー方式)

第七十九条の三　【略】

2　【略】

3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たつては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4　【略】

5 標準的手法採用行は、ネットディング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポートジャー計測モデル（期待エクスポートジャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE<sub>rk</sub>を用いることにより同項第一号に規定する実効EPEを計測することにより同項第一号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>を用いる方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポートジャー方式)

第七十九条の四　【同上】

2　【同上】

3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たつては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4　【同上】

5 標準的手法採用行は、ネットディング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポートジャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に 대하여担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポートジャー計測モデル（期待エクスポートジャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE<sub>rk</sub>を用いることにより同項第一号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>を計測することにより同項第一号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>を用いる方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6

標準的手法採用行は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

果は反映してはならない。

6 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用するものとする。

一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・ア

グリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額  
二 次のイの算式により算出されたアドオンに又はハに掲げる額のうち、それから大きい額を加えた額

イ アドオン＝ $E[\max(\Delta MtM, 0)]$

$E[ ]$ は、 $[ ]$ 内の期待値

$\Delta MtM$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づても提供をし、又は提供を受けた担保（ロールやれたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のロク スポーブ・ヤーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【略】

二 N（二以上の整数とする。）日<sup>3</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【同上】

二 N日<sup>3</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用行は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスボージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネ

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスボージャーの額

ソティング・セントから除外するものとする。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

**第七十九条の三の二** 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一～五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

ソティング・セントから除外しなければならない。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

**第七十九条の四の二** 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

〔一～五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

**第七十九条の三の三** 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第七十九条の三第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式の使用を開始する日以後において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスポート方式のモデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート方式のモデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポート方式の正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十二の二 略〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十九条の三第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の三第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

**第七十九条の四の三** 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポート方式の使用を開始する日以後において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 期待エクスポート方式のモデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポート方式のモデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポート方式の正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同上〕

〔五～十二の二 同上〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十九条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四　【略】

(変更に係る届出)

**第七十九条の三の四** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

「一～三　略」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第七十九条の三の五** 金融庁長官は、期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の三第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第七十九条の三の六** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジヤー方式を適用するものとする。

十四　【同上】

(変更に係る届出)

**第七十九条の四の四** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

「一～二　同上」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

**第七十九条の四の五** 金融庁長官は、期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第七十九条の四の六** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジヤー方式を適用しなけれ

る。ただし、期待エクスポート・エージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・エージャー方式を適用しない旨を第七十九条の三の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・エージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 「略」

### （カレント・エクスポート・エージャー方式）

**第七十九条の四** 標準的手法採用行が第七十九条第二項の規定によりカレント・エクスポート・エージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

- 一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）
- 二 ネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。  
。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。  
一次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

ばならない。ただし、期待エクスポート・エージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・エージャー方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・エージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 「同上」

「条を加える。」

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）		株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
一年超五年以内	一年以内	一年超五年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	
七 ・ 〇	七 ・ 〇	十 ・ 〇	八 ・ 〇	六 ・ 〇	一 ・ 五	〇 ・ 五	一 ・ 〇

その他のコモディ ティ関連取引	五年超	八・〇
	一年以内	十・〇
一年超五年以内	五年超	十二・〇
	十五・〇	

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポートを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に

限る。) 等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

口 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛 目
額	(パーセント)	

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
--	------------------	------------

(注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行はこの項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

- ① 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
- ② 第五十六条から第六十二条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

(②) 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照ら  
して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリ  
バティブについては、プロテクションの対象とする複  
数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの  
対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう  
ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発  
生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終  
了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一　【略】

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
【略】	
適格金融資産担保以外の資産（	一十五ペーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十四条　【同上】

資産種別	ボラティリティ調整率
【同上】	
適格金融資産担保以外の資産（	一十五ペーセント

当該資産について第七十八条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合、S A I C C R を用いて派生商品取引若しくは

長期決済期間取引に係る与信相

当額を算出する場合においてこれら

の取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用い

とき又は第九十条ただし書の定めることによりレポ形式の取

引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外

の資産を用いる場合に限る。以下同じ。)

2  
〔略〕

(計算方法)

第一百三十三条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、第七十九条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。

当該資産について第七十八条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合又は第九十条ただし書の定めるところによりレ

ポ形式の取引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。)

2  
〔同上〕

(計算方法)

第一百三十三条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポート方式の額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第七十九条の四第二項第一号に定める再構築コスト  
アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン  
 $C_{a1}$ は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及  
びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場  
合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額  
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC  
は第七十九条の四第一項第一号に定めるネット再構築コスト、  
また、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのトランche  
る。

### 3 [略]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リス  
ク・アセツトの額の算出方法の特例）

第一百二十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清  
算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤー  
に係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対する  
トレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカレ  
ント・エクスポートヤー方式を用いている場合には、当該トレード  
・エクスポートヤーに係る信用リスク・アセツトの額は、次の算式

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第七十九条の二第二項第一号に定める再構築コスト  
アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン  
 $C_{a1}$ は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及  
びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場  
合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額  
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC  
は第七十九条の二第一項第一号に定めるネット再構築コスト、  
また、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのトランche  
る。

### 3 [回上]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リス  
ク・アセツトの額の算出方法の特例）

第一百二十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清  
算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤー  
に係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対する  
トレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカレ  
ント・エクスポートヤー方式を用いていない場合  
十九条の四に定める期待エクスポートヤー方式を用いていない場合  
には、当該トレード・エクスポートヤーに係る信用リスク・アセツ

上記の算出した額を当該恒用リスク・トヤハク・トヤハクの額のみならず、  
もしくは、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA<sup>\*</sup>は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・  
エクスポートに係る信用リスク・アセットの額  
Tmは、第七十九条の三第七項の規定により算出したリスクのマージ  
ン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかるらず、日  
々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係  
るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けHクスピーハイヤーのEAD)

第百五十七条 [略]

[2～4 錄]

5 第七十九条(第一項及び第二項を除く。)から第七十九条の二の  
六までの規定は、事業法人等向けエクスポートに係る  
運用である。この場合におけるの規定中「標準的手法採用行  
」であるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前  
二項」であるのは「第一項」と読み替えるものとする。

[項を削除。]

(事業法人等向けHクスピーハイヤーのEAD)

第百五十七条 [回上]

[2～4 回上]

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、事業法人等向  
けHクスピーハイヤーのEADにて準用する。この場合における  
「標準的手法採用行」であるのは「内部格付手法採用行」と読み替  
えるものとする。

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適  
格中央清算機関向けトヨード・Hクスピーハイヤーに係る清算取次ぎ  
等を行つたにより生ずる間接清算参加者に対するトヨード・Hク  
スピーハイヤーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当た

上の額は、次の算式による算出した額を当該恒用リスク・トヤハク  
の額とみなす。のとおり。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額  
RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・  
エクスポートに係る信用リスク・アセットの額  
Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージ  
ン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかるらず、日  
々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係  
るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

つて第七十九条の四に定める期待エクスポート方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポートに係るものに限る。）に次の掛け乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートのEADがかかる。

掛け目 =  $\sqrt{T_m/10}$

$T_m$ は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット五営業日」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百五十八条　〔略〕

〔2～5　略〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポートジャーのEADについて第七十九条の三から第七十九条の二の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートジャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効E E<sub>ik</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

（マチユリティ）

第一百五十八条　〔同上〕

〔2～5　同上〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポートジャーのEADについて第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートジャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効E E<sub>ik</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十五条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

〔一・二 同上〕

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十五条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6 第百五十七条第六項の規定は、リテール向けエクスボージャーであつて、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百六十条 〔略〕

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十九条（第二項及び第三項を除く。）から第七十九条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百六十条 〔同上〕

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」

法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一條に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の三第一項（第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいづれにも該当しない国内基準行にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一～三 略〕

四 期待エクスボージャー方式の使用について第七十九条の三第一項（第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4 「略」

と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一條に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項（第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 同上〕

3 「同上」

四 期待エクスボージャー方式の使用について第七十九条の四第一項（第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

4 「同上」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十三条の三　【略】

〔2・3 略〕

4 第一項の  $EAD_i^{\text{total}}$  は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セツトバシに算出した額とする。

一 SA-COCRを用いる場合 第七十九条の二第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十九条の二第一項に規定する与信相当額

三 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

$M_x$ は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{\text{ind}}$

6 〔略〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十三条の三　【同上】

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

二 標準方式を用いる場合 第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

$M_x$ は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{\text{ind}}$

6 〔同上〕

第四項第三号に掲げる場合において、第一項の  $EAD_{i, total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーに係るものに限る。) を算出する場合には、同号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシートの  $EAD_{i, total}$  とする。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十九条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一百七十二条の三第七項」と、同項第一号中「ネットティング・セット・五十営業日」とあり、及び「ネットティング・セシート・十営業日」とあるのは、「ネットティング・セシート・五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百七十条の四 [略]

[2~4 略]  
[項を削る。]

第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の  $EAD_{i, total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーに係るものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セシートの  $EAD_{i, total}$  とする。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セシート・二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セシート・十営業日」とあるのは、「ネットティング・セシート・五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百七十条の四 [同上]

[2~4 同上]

5|| 前項の規定にかかわらず、第七十九条の四第六項 (第一百五十七条第五項又は第一百六十五条第五項において準用する場合を含む。) に規定する方法を使用する場合には、ネットティング・セシートにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットディング・セシートに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいざれか大きい期間を  $t_{r,i}$

し、当該ネンティング・セントの実効EPEをEE<sub>i</sub>としなければならない。

6|| 5||  
〔略〕

(適用除外)

第二百七十条の五 〔略〕

2 第二百七十条の二第二項に規定する場合において、期待エクスボージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット) 第二百七十条の七 第六章(第七十九条の二第四項第二号及び第三号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、〔同章(第七十九条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスボ

7|| 6||  
〔同上〕

(適用除外)

第二百七十条の五 〔同上〕

2 カレント・エクスボージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセット) 第二百七十条の七 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスボージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスボ

ージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における当該トレード・エクスポート・ボージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

### 〔一・二 略〕

3||

第一項の規定により第六章の規定を準用する場合（S A I C C R を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいかれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、期待

ージャーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該トレード・エクスポート・ボージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・ボージャーの信用リスク・アセツトの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十九条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第一百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

### 〔一・二 同上〕

3||

第一項の規定にかかるらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポート・ボージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポート・ボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

〔項を加える。〕

エクスポート・ジャーワイ方式を用いるときは、第七十九条の三第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいちばん短い営業日数とする。

5||

第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、第一百二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいちばん短い営業日数とする。

〔項を加える。〕

ずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

スポーツジャーナー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となった際に銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないと限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトは、四ペーセントとしす。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第一百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額( $K_{CMi}$ )と十二・五を乗じて算出する。

— 所要自己資本額( $K_{CMi}$ )は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$
$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第一百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

- リスク・センシティティブ手法
- 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティティブ手法」又は、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をとる。

— 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$DF_i^{pref}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$ は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する

〔項を加える。〕

ものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するもの額

$$K_{CCP}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}' & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}') + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

(i) (ii) (iii)

$$DF_{CM}^{pref} = \sum_i max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

DF<sub>CM</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対する

トレーD・エクスポート・ジャーの額

〔〕 清算中のEAD<sub>i</sub>は、次のマスクでローリング平均の回数を用いて算出した額。たゞ、

マスクはローリングの額とする。

〔〕 清算中のEAD<sub>i</sub>は、次のマスクでローリング平均の回数を用いて算出した額。たゞ、

マスクは入金異状の額には直接清算参加者が提出した清算基金の額

を加えて計算する、リスクのマージン額は十脚業用とする。

〔〕 マスク用の額は次の算出による算出した額

EBRM<sub>i</sub> = max(EBRM<sub>i</sub> - IM<sub>i</sub> - DF<sub>i</sub>, 0)

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対する

証拠金の額に当該直接清算参加者が拠出した

当初証拠金の額を加えた額（第百四条の信用リスク削減手法

適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

〔〕 清算中の累計による証拠金額(K<sub>CM</sub>)を算出した額

〔〕 たゞ、累計条第1項第一句の規定にかかる限り、算出額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において

$$DF' = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$c_1 = Max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

K<sub>CM</sub>は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号

八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号

及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する

ものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機

関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除

く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対する

エクスポート・ジャの額に当該直接清算参加者が拠出した当初

証拠金の額を加えた額

を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が

五千件を超えたネットティング・セシティに係る最低保有期間を「十當業日とする」ことを要しない。

四 第一号に規定する算式におけるトレーディング・エクスボージャーに

係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該

レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額（

担保を授受していな」と仮定した場合における額とする。）又匡

号口に定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分による

分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分による計算をする。この場合において、 $DF_{cep}$ が当該区分による

分別管理されていないときは、当該区分の $DF_{cep}$ 及 $\Sigma_i EAD_i$

の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかると、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者との勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理していなそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理

している場合には、当該自己の勘定のトレーディング・エクスボージャーの額及び当該間接清算参加者との勘定のトレーディング・エクスボ

ージャーの額の合計額を $EAD_i$ とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者との勘定の

同じ。）

$DF_i$ は、直接清算参加者*i*が拠出した清算基金  
 $A_{Net,i}$ は、直接清算参加者*i*に対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\Sigma_i A_{Net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

11 前号におけるエクスボージャーの額は、第四十四条及び第五十一条の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とする。

11 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額の計算について、第七十九条の二のカレント・エクスボージャー方式を用こ。

四 前号の場合において、第七十九条の二(第2)項第一号のネットのアドオンについては、次の算式を用こ。

ネットのアドオン =  $0.15 \times \text{グロスのアドオン}$

$+ 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$

別に分けられていないときは、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者との勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2

前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・アセツトの額の合計額とする。

算基金の信用リスク・アセツトの額の合計額とする。  
一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・アセツトの信用リスク・アセツトの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセツトの額

五 第三号の場合において、第七十九条の二第二項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十九条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第一百条第二項第一号ニ（第一百七条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とする）ことを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分（）に分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分（）とに算出することを要する。この場合において、 $DF_{cap}$ が当該区分（）とに分別管理されていないときは、当該区分（）との $DF_{cap}$ が $\sum A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（ $DF_{CM}$ ）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（ $K_{CM}$ ）を算出することを要する。  
$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF_i^*$ は、当該適格中央清算機関に対する銀行の未拠出の清算基金の額

$DF_i^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合

古額が零を上回る場合は、次の算式を用いて所要田口資本額 $(K_{\text{at}})$ を計算する。これを繰り返す。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2} \cdot \frac{N}{N-2}}{\sum_i A_{Net,i}} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した当初証拠金の額  
第一項第一号に掲げる「簡便的手法」または、次の算式により信用  
リスク・アセットの額を算出する手法をこゝへ。この場合において、  
当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・セイバーの信用  
リスク・アセットの額を算出する。これを繰り返す。

$$\min\{2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF, 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・セイバー  
の額

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

- 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 略〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条～第五

十七条の四）

〔第四節の二～第六節 略〕

〔第五章～第九章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 銀行持株会社が第二百四十八条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔八～三十五 略〕

改 正 前

目次

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 同上〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条～第五

十七条の六）

〔第四節の二～第六節 同上〕

〔第五章～第九章 同上〕

附則

（定義）

第一条 「同上」

〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 銀行持株会社が第二百四十八条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔八～三十五 同上〕

三十六 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十七条第四項に規定する长期決済期間取引をいう。第二十六条第一項第一号及び第五十六条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十七の四・八十二 略〕

（連結の範囲）

第三条 〔略〕

〔略〕

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの

三十六 「同上」

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十七の四・八十二 同上〕

（連結の範囲）

第三条 〔同上〕

〔同上〕

3 前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険

子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートジャード）

第三十八条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開發銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートジャードのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートジャード）

第五十二条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に

会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第十五条第三項及び第十七条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートジャード）

第三十八条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アフリカ開発銀行、欧洲投资基金、北欧復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投资基金、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポートジャードのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートジャード）

第五十二条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に

。係るエクスポート・ジャマーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

3 「略」

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十六条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 （パーセント）	掛 目 類 オフ・バランス取引の種 備 考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	「略」
信用供与に直接的に代替する偶发債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を	

。係るエクスポート・ジャマーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

3 「同上」

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第五十六条 標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 （パーセント）	掛 目 類 オフ・バランス取引の種 備 考
七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	「同上」
信用供与に直接的に代替する偶发債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を	

持つ裏書を含む。  
）及び元本補填信  
託契約等をいう。

## 八 有価証券の貸付、現

金若しくは有価証券による担保の提供（S A I C C R（第五十七条の二に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期待エクスポートジヤ I 方式（第五十七条の三に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて派生商品取引若しくはレポ形式品取引、長期決済期間

## 八 有価証券の貸付、現

金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

持つ裏書を含む。  
）及び元本補てん  
信託契約等をいう。

2	<p>〔（注1）・（注2） 略〕</p> <p>〔（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十七条の三の六までに定めるところによりS A I C R又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外國為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことの算出対象から除くことができる。</p> <p>前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内</p>	<p>の取引若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入</p>	
2	<p>〔（注1）・（注2） 同上〕</p> <p>〔（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外國為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>〔項を加える。〕</p>		

基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスポート・ジャーワイ方（第五十七条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、全ての派生商品取引について、S A - C C R を用いて与信相当額を算出することができない。

- 一 内部モデル方式採用行
- 二 先進的計測手法採用行

### 三 第五十七条の三第一項の承認を受けた銀行持株会社

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日において S A - C C R を用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめやむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十七条の三第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

- 4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用す
- 2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用す

「項を加える。」

する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5|| 標準的手法採用行が第五十七条の三から第五十七条の三の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たつては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(S A I C C R)

第五十七条の二 標準的手法採用行がS A I C C Rを用いる場合には

、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数

る。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 同上〕

3|| 標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たつては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第五十七条の二 標準的手法採用行がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額  
一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャーニーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求める）ことがあるべきとの契約をいう。以下この条並びに次

条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合」とり、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポートジャーニー額（以下この条において同じ。）

前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。  
一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\text{RC} = \max\{\text{V} - \text{C}, 0\}$$

$$\text{C} = \text{C}_{\text{collect}} \times (1 - Hc_{\text{collect}} - Hfx_{\text{collect}})$$

$$- C_{\text{post}} \times (1 + Hc_{\text{post}} + Hfx_{\text{post}})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

C<sub>collect</sub>は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hc<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する

ボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回らないものとする。

次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛け目

取引の区分	残存期間の区分	掛け目 (ペーセンテージ)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇

の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートジヤーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C<sub>post</sub>は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの）の額

Hc<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合においてエクスポートジヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 通貨の米ドル・ユーロ・豪ドル等の異なる通貨の外貨に記載された取扱名より起算の算出を用いて算出する。

1年超五年以内	○・五
五年超	一・五

株式関連取引	一年以内	六・〇
	五年超	八・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	十・〇
	五年超	七・〇
やの型のロイヤルティ関連取引	一年以内	八・〇
	五年超	七・〇
マーケット・トランクルームを運営する取引	一年超五年以内	八・〇
	五年超	七・〇

(注一) 特定の支払期日ににおけるその時点でのエクスポートジヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日における額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 通貨の米ドル・ユーロ・豪ドル等の異なる通貨の外貨に記載された取扱名より起算の算出を用いて算出する。

・五百一セントを下限とする。

マージン・トグローバルを締結してこなす場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

は、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自行推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

Msは、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T<sub>N</sub>は、H<sub>N</sub>を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

マージン・トグローバルを締結してこなす場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

（注2） 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはあらかじめ商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）

は、「他のモデリティ関連取引」として取り扱いとする。

（注3） 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについての項に係る額を与信相当額に加える必要があります。

（注4） 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外國為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5） 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6） 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9） その他のモデリティ関連取引とは、エネルギー取

前項第二号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

一 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット

二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット

二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セット

五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット（前三号に該当するものを除く。）

十営業日

五  $Z$ （二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット  $M+N-1$

$M+N-1$ 、翌回即の清算にてより付せむリスクのマージン連語

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポート・リジヤーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
・スワップ		

（注1） 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は

同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者であ

る場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は

期の間は、当該ネンディング・セントについては、前項各号に定め  
るリスクのマージン期間の少なくとも1倍以上の期間をリスクのマ  
ージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

$$multiplier = min\{1, 0.05 + (1 - 0.05) \times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn_{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$

$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup>は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup>は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Com)</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合における、ネッテ  
ィング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリ  
スク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう  
。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割  
り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバ  
ーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当  
てることができる。

、この項に基づいて算出される額について、取引の相  
手先から当該取引の約定に基づいて受け取る」ことや  
れていた額を上限とすることができる。

（注2）

- ① 第三十四条から第四十条までの規定において、リ  
スク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第四十一条又は第四十二条の基準に照ら  
して二十ペーセントのリスク・ウェイトとする」と  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
は5—3以上である主体をいう。

（注3）

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ  
バティブについては、プロテクションの対象とする複  
数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの

一	金利の変動等	金利デリバティブ
二	外国為替の変動等	外国為替デリバティブ
三	原債務者に係る信用状態の変動	信用デリバティブ
四	株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五	コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ
8	前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。	
一	金利デリバティブ	同一通貨の金利を参考する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
二	外国為替デリバティブ	同一の異種通貨間の為替レートを参考する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
三	信用デリバティブ	一の区分のヘッジセット
四	エクイティ・デリバティブ	一の区分のヘッジセット
五	コモディティ・デリバティブ	エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参考するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット
9	前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十七条の三の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当	

対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

該取引を割り当てるものとする。

10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分」とし、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11| 第六項の算式中  $AddOn^{(IR)}$  は、次に掲げるより前に従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$  は、通貨  $j$  建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二| 前号の算式中  $AddOn_j^{(IR)}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分 (ペーセント)	掛目
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・一五

第十項に規定する別に設けられた

11・Ⅳ〇

くシジヤハニ

〔三〕 前号に規定するくシジヤハニ係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイヌロのこやせかの算式を用いて算出する。

$$イ \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right.}{\left. + 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}}$$

$D_{j1}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブタイプに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下の金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$ロ \frac{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}{}$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係るローナンス調整後想定元本額に「ルタ調整値及るマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号の「ヨーナー」の調整後想定元本額は、金利「リバティ」  
に係る想定元本額に、次の算式により得た額の「ヨーナー」の調  
整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ヨーナー」の調整値  
が十箇業日を年換算した値未満となるれば、「ヨーナー」の調  
整値は十箇業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーショントレーディング調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブ<sub>i</sub>が参照する金利契約の計算期間  
の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値  
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又  
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参  
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算  
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、  
既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が  
経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブ<sub>i</sub>が参照する金利契約の計算期間  
の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値  
をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又  
は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参  
照する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算  
出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号の「ルタ税調整値」は、次のイカムくがやに異なる場合の凶  
況に応じ、当該イカムくがやに規定の値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
ホール・オプションの買い	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ホール・オプションの売り	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ブシート・オプションの買い	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$
ブシート・オプションの売り	$\frac{\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}{-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)}$

(注1)  $P_i$ は、当該オプションが参照する金利等の水準

(注2)  $K_i$ は、当該オプションの行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、○・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプションにおける最も遅い権利行使

日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6)

この表において「ロール・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものという。

(注7)

この表において「プラス・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロ

イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

ハ  
イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの

七  
第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ  
 $\frac{\max\{M_i, 250\}}{\min\{M_i, 250\}}$

250

$M_i$ は、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR<sub>i</sub>は、当該金利デリバティブ<sub>i</sub>を含むネッティング・セットのリスクのマージン期間

ハ 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第一号」とあるのは、「

第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12) 第六項の算式#AddOn<sup>(FX)</sup>は、次に掲げるように従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりです。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

11) 前号の算式#AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセツトの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセツト	四

三

第十項に規定する別に設けられた  
ヘッジセツト

二十

前号に規定するヘッジセツトに係る実効想定元本額は、ヘッジセツトに含まれる外國為替デリバティブごとに、当該外國為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブがネットイング・セツトに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「

「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「ο<sub>i</sub>は、○・五」とあるのは「ο<sub>i</sub>は、○・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参考する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参考する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するものマイナス

五

前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利デリバティブ」とあるのは「外國為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項各号」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げるところに従い、算出する。

算出に用いられる算式は、次のとおりです。

$$AddOn(credit) = \frac{\left[ \left( \sum_k \rho_k^{(credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k (1 - (\rho_k^{(credit)})^2) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}}{\sum_k \rho_k^{(credit)}}$$

AddOn(Entity\_k)は、Entity\_kを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entity\_kは、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフオルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(credit)}$ は、Entity\_kに係る相関係数

前号の算式はAddOn(Entity\_k)が、次のイヌロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イヌロに定める抽出をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める抽出

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リ	抽出
--------------------------------	----

スク区分							
1   1							
1   2							
1   3							
1   4							
1   5							
1   6							
六・〇〇	六	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八	
(パーセント)	掛目						
付に対応する信用リスク区分	適格格付機関により付与された格						

(注) 第二十四条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に

掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リス

ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k$ (Credit)は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五  
ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブに」と、「金利デリバティブ」であるのは「信用デリバティブ」又、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」又、「金利デリバティブ又は負債性商品」であるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」であるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」又、「金利デリバティブ又は負債性商品」であるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」であるのは「原債務者に係る契約」と読み替へるものとする。

## 六

第四号の「デルタ調整値」は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号の「デルタ調整値」」とあるのは、「第十三項第四号の「デルタ調整値」（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」の規定を適用する。）と、「金利等」とあるのは、「信用デリバティブ」が参照する事業法人等又はインデックスの「信用状態」と、「○・五」とあるのは、「○・五」とあるのは、「信用デリバティブ」が事業法人等を参照する場合にあっては「一・〇、インデックスを参照する場合にあっては○・八」と、「上昇する場合」とあるのは、「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)$ 15

プロテクションの提供

15

$$\frac{1}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$$

(注1)  $A_i$ は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2)  $D_i$ は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利」、「レート」、「デイブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第

七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式<sup>11</sup> AddOn(Equity) は、次に掲げる如きに従い、算出する。

「算出に用いる算式は、次の如きである。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>) は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$  は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

11 前号の算式<sup>12</sup> AddOn(Equity<sub>k</sub>) は、次の表の上欄に掲げるHクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、Hクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

					エクイティ・デリバティブの区分	
					第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	
エクイティ・デリバティブのうち、株価指 第九項に規定するヘッジセットに含まれる エクイティ・デリバティブのうち、株価	第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指 数を参照するエクイティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセ ットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	三十二	(パーセント)	掛目
+	二十一	百六十	十六			

		数を参照するエクイティ・デリバティブ
		第十項に規定する別に設けられたヘッジセグメントに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ
	百	

三 第一号の算式中の(Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

四 | イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五  
 ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあ

るのと「株価又は株価指数等」と、「○」は、〇・五」とあるのは、「○」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」、「レバゲイブ」とあるのは「エクイティ・リバゲイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第六項の算式中AddOn<sup>(c)</sup>は、次に掲げるところに従い、算出す

120°

算出に用いた算式は、次のとおりである。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \frac{\left[ \left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left( 1 - (\rho_j^{(com)})^2 \right) \times \sum_k (AddOn(Type_k^j))^{2\frac{1}{2}} \right]^{\frac{1}{2}}}{\rho_j^{(com)}}$$

$AddOn_{HSj}^{(com)}$ は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

$AddOn(Type_k^j)$ は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(com)}$ は、0.4

前号の算式は $AddOn(Type_k^j)$ が、次の表の上欄に掲げる「ヘッジセティ・デリバティブ」の区分に応じ、同表の下欄に定める掛田を、当該ヘッジセティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

ヘッジセティ・デリバティブの区分	掛田
	(%一セハル)

第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ

四十

第十項に規定する別に設けられたヘッジセ	ブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティ	イブ	第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティ	イブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティ・デリバティブのうち、電力を参考するコモディティ・デリバティ	イブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティのうち、電力を参考するコモディティ・デリバティ	イブ	第十項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティのうち、電力を参考するコモディティ・デリバティ	イブ
九十		九		十八		二百		二十一			

ツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ

### 三

前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

### 四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「<sup>o</sup>は、○・五」とあるのは「<sup>o</sup>は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては一・五、電力以外を参照する場合にあつては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するものマイナス

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利」、「レバレッジ」とあるのは「ロイヤルティ・レリバーリー」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネットディング・セットを対象とする場合には、これらのネットディング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$RC = \frac{\max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]}{\max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]}$
$\frac{C_{MA} = C_{MA, collect} \times (1 - H_{C_{MA, collect}} - H_{fx_{MA, collect}})}{-C_{MA, post} \times (1 + H_{C_{MA, post}} + H_{fx_{MA, post}})}$
$\frac{MAは、マージン・アグリーメント(以下この項及び次項において同じ。)}{V_{NS}は、NSに含まれる取引の時価の合計額}$
$\frac{C_{MA, collect}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額}{C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額}$
$\frac{H_{C_{MA, collect}}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率}{H_{fx_{MA, collect}}は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるとき適用するボラティリティ調整率}$
$\frac{C_{MA, post}は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保(取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。)の額}{H_{C_{MA, post}}は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引$

相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ

調整率

Hf<sub>MA, post</sub>は、 MAの下において、 担保を差し入れる場合においてエク

スポーツイヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ

イ調整率

第十六項の規定により与信相当額を算出する際に、 PFE

は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargin}$$

PFE<sub>NS</sub><sup>unmargin</sup>は、 NSに係るPFEについて、 第六項のPFEに係る算式を準

用して算出した額。ただし、 マージン・アグリーメントを締結し

ていないものとして算出することとする。

(標準方式)

第五十七条の二

標準的手法採用行が標準方式を用いる場合は、 ネット

ディング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取

引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。））とに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについてでは与信相当額を算出することを要しない。

一 ネットティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

---

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMW - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_i RPCE_{ij} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額  
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保についてとは適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）  
の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。  
。） jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を  
いう。以下同じ。）

RPCE<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット jにおける担保1のリスク・ポジション  
CCF<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット jに対する掛け

11 リスク・ポジションは、次の二種類の規定による算出である。  
ただし、二種類の規定によるものと同一の算出する  
場合にはどちらの場合、カレーニュ・リクベモービヤーがよりよい  
判断するに与信相当額を算出しなければならない。

イ 債債性商品（債券及び預金を含む。）以外のものを原資産  
とする場合、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p<sub>ref</sub>は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

---

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格 (vと同じ表示通貨による。)

口 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（ク  
レジンム・リコルト・スマップを除く。）、次の算式により  
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期  
間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年  
以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを  
算出するのを除しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分  
の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含  
む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取  
引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円  
換算の額）

rは、金利水準

クレジンム・リコルト・スマップについては、次の算式に  
よる。  
リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

1) 支払部分は、次の各項に規定するものとする。  
イ 金融商品の支値として支払がなされた取引の場合は、当該支  
払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

## 2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

---

3

リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4

CCF<sub>j</sub>は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産
金
株 式
貴金属（ 金を除く 電 力
コモディテ イ（貴金属）

掛目 (パーセント)	
五	。
七	。
八・五	。
四	及び電力を除く。)
十	及び電力を除く。)

二 負債性商品を原資産とする場合、 $CCF_j$ は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品 (クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る)	その他
品			
○・六			
○・三			
○・二			

三 外国為替に関する $CCF_j$ は、一・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF<sub>j</sub>は十ペーセントとする。

(期待エクスポート方式)

第五十七条の三 「略」

2 「略」

3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 「略」

5 標準的手法採用行は、ネットティング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート方式計測モデル（期待エクスポート方式を計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE<sub>rk</sub>を用いることにより同項第一号に規定する実効EPEを計測することにより同項第一号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>を用いる方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポート方式)

第五十七条の四 「同上」

2 「同上」

3 標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 「同上」

5 標準的手法採用行は、ネットティング・セットに係る取引相手方にに対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポート方式計測モデル）に基づき、期待エクスポート方式計測モデル（期待エクスポート方式を計測するモデルをいう。以下この条において同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したEPE<sub>rk</sub>を用いることにより同項第一号に規定する実効EPEを計測することにより同項第一号に規定する実効EPE<sub>rk</sub>を用いる方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

標準的手法採用行は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

果は反映してはならない。

標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用する」とする。

一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンに又はハに掲げる額のうち、それから大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = E[\max(\Delta MtM, 0)]$$

$E[ ]$ は、 $[ ]$ 内の期待値

$\Delta MtM$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（ロールやれたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のロクスボージャーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【略】

二 N（二以上の整数とする。）日<sup>12</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【同上】

二 N日<sup>12</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用行は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスボージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネ

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスボージャーの額

ソティング・セントから除外するものとする。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

**第五十七条の三の二** 期待エクスポートジャーワイ方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一～五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジャーワイ方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

ソティング・セントから除外しなければならない。

10 標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

**第五十七条の四の二** 期待エクスポートジャーワイ方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

〔一～五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジャーワイ方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

**第五十七条の三の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十七条の三第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたつて内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以後において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十二の二 略〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十七条の三第四項各号に掲げる要件を満たしていること。  
十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十七条の三第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

**第五十七条の四の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたつて内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以後において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同上〕

〔五～十二の二 同上〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十七条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。  
十三の二 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十七条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四　【略】

(変更に係る届出)

**第五十七条の三の四** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

「一～三　略」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第五十七条の三の五** 金融庁長官は、期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の三第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第五十七条の三の六** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジヤー方式を適用するものとする。

十四　【同上】

(変更に係る届出)

**第五十七条の四の四** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

「一～二　同上」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

**第五十七条の四の五** 金融庁長官は、期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第五十七条の四の六** 期待エクスポートジヤー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポートジヤー方式を適用しなけれ

る。ただし、期待エクスポート・エージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・エージャー方式を適用しない旨を第五十七条の三の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・エージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 「略」

### （カレント・エクスポート・エージャー方式）

**第五十七条の四** 標準的手法採用行が第五十七条第二項の規定によりカレント・エクスポート・エージャー方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

- 一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）
- 二 ネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。  
。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。  
一次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

ばならない。ただし、期待エクスポート・エージャー方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート・エージャー方式を適用しない旨を第五十七条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート・エージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 「同上」

「条を加える。」

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）		株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
一年超五年以内	一年以内	一年超五年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	
七 ・ 〇	七 ・ 〇	十 ・ 〇	八 ・ 〇	六 ・ 〇	一 ・ 五	〇 ・ 五	一 ・ 〇

その他のコモディ ティ関連取引	五年超	八・〇
	一年以内	十・〇
五年超	一年超五年以内	十二・〇
	十五・〇	

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポートを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に

限る。) 等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

口 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛 目
額	(パーセント)	

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
--	------------------	------------

(注1) 標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行はこの項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2)

- ① 第三十四条から第四十条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体
- 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

(②) 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第四十一条又は第四十二条の基準に照ら  
して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ  
バティブについては、プロテクションの対象とする複  
数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの  
対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう  
ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発  
生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終  
了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
「略」	
適格金融資産担保以外の資産 (	一十五ペーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 「同上」

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
「同上」	
適格金融資産担保以外の資産 (	一十五ペーセント

当該資産について第五十六条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合、S A I C C R を用いて派生商品取引若しくは

長期決済期間取引に係る与信相

当額を算出する場合においてこ

れらの取引に係る与信相当額が

算出される担保の提供に用いる

とき又は第六十八条ただし書の

定めるところによりレポ形式の

取引について第六十七条各号及

び第六十八条各号に掲げるも

以外の資産を用いる場合に限る

。以下同じ。)

2  
〔略〕

(計算方法)

第九十一条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて

、第五十七条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等

の派生商品取引についてカレント・エクスボージャー方式を使用し

、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスボージャーの額は

、次の式により算出する。

当該資産について第五十六条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合又は第六十八条

ただし書の定めるところにより

レポ形式の取引について第六十

七条各号及び第六十八条各号に

掲げるもの以外の資産を用いる

場合に限る。以下同じ。)

2  
〔同上〕

(計算方法)

第九十一条 標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であつて

、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレン

ト・エクスボージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用

いるときのエクスボージャーの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十七条の四第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

$C_{a1}$ は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及

びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場

合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

は第五十七条の四第一項第一号に定めるネット再構築コスト

また、アドオンは同条第三項第一号に定めるネットのトランche

る。

### 3 [略]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額の算出方法の特例）

第一百七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカレン

ト・エクスポートヤー方式を用いてくる場合には、当該トレード・

エクスポートヤーに係る信用リスク・アセツトの額は、次の算式に

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十七条の二第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

$C_{a1}$ は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及

びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場

合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

は第五十七条の二第一項第一号に定めるネット再構築コスト

また、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのトランche

### 3 [回上]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リスク・アセツトの額の算出方法の特例）

第一百七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカレン

ト・エクスポートヤー方式を用いてくる場合には、当該トレード・

エクスポートヤーに係る信用リスク・アセツトの額は、次の算式に

かつ算出した額を当該恒用リバク・トヤハトの額のみがいいふらや  
あむ。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ } (Tm/10)$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の三第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットディング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けHクスピーポーリャーのEAD)

第百二十一十五条 [略]

[2～4 錄]

5 第五十七条(第一項及び第二項を除く。)から第五十七条の二の六までの規定は、事業法人等向けエクスポートジヤーのEADについてこの準用する。この場合におけるの規定中「標準的手法採用行」であるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前二項」であるのは「第一項」と読み替えるものとする。

[項を削除。]

(事業法人等向けHクスピーポーリャーのEAD)

第百二十一十五条 [回上]

[2～4 回上]

5 第五十七条から第五十七条の四の大までの規定は、事業法人等向けHクスピーポーリャーのEADについて準用する。この場合におけるの規定中「標準的手法採用行」であるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレーディング・エクスポートジヤーに係る清算取次ぎ等を行つたにより生ずる間接清算参加者に対するトレーディング・エクスポートジヤーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当た

の額は、次の算式による算出した額を当該恒用リバク・トヤハトの額のみとする。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ } (Tm/10)$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットディング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

つて第五十七条の四に定める期待エクスポート方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポートジャヤーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャヤーのEADとするがである。

掛け目 =  $\sqrt{T_m}$  ( $T_m/10$ )

$T_m$ は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

（マチユリティ）

第一百三十六条 【略】

〔2～5 略〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポートジャヤーのEADについて第五十七条の三から第五十七条の二の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートジャヤーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効E E<sub>ik</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

（マチユリティ）

第一百三十六条 【同上】

〔2～5 同上〕

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポートジャヤーのEADについて第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートジャヤーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティとし、同号に掲げる実効E E<sub>ik</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔一・二 略〕

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十三条 [略]

〔2～4 略〕

5 第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

〔一・二 同上〕

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百四十三条 [同上]

〔2～4 同上〕

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6 第百三十五条第六項の規定は、リテール向けエクスボージャーであつて、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百三十八条 [略]

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又

は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手

(エクスボージャーの厚さ (T))

第二百三十八条 [同上]

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又

は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」

法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第五十七条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の三第一項（第二百三十五条第五項又は第二百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社のい

ずれにも該当しない国内基準行にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一～三 略〕

四 期待エクスポートジヤー方式の使用について第五十七条の三第一項（第二百三十五条第五項又は第二百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行持株会社

と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の四第一項（第二百三十五条第五項又は第二百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 同上〕

3 「同上」

四 期待エクスポートジヤー方式の使用について第五十七条の四第一項（第二百三十五条第五項又は第二百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行持株会社

4 [略]

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の二 [略]

[2・3 略]

4 第一項のEAD<sub>i</sub><sup>total</sup>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットバ)とに算出した額とする。

II SA-CRRを用いる場合 第五十七条の二第一項に規定する

与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

II 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十七条の二第一項に規定する与信相当額

III カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第五節

第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

II 標準方式を用いる場合 第五十七条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

III 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十七条の四第二項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1-\text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_k)$$

M<sub>k</sub>は、対応するM<sub>i</sub>、M<sub>i</sub><sup>hedge</sup>又はM<sub>Ind</sub>

4 [同上]

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の二 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の二 [同上]

[2・3 略]

4 [同上]

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の二 [同上]

[2・3 略]

6 [略]

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項のEAD<sub>i</sub><sub>total</sub>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD<sub>i</sub><sub>total</sub>とすることができる。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

T<sub>m</sub>は、第五十七条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「漏項」とあるのは「第

一百四十八条の三】第七項」と、同項第一号中「ネッティング・セツト 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セツト 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セツト 五営業日」と読み替えるものとする。

（先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第一百四十八条の四 [略]

[2～4 略]

〔項を削る。〕

6 [回上]

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD<sub>i</sub><sub>total</sub>（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セツトのEAD<sub>i</sub><sub>total</sub>とすることができる。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

T<sub>m</sub>は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セツト 二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セツト 十

営業日」とあるのは、「ネッティング・セツト 五営業日」と読み替えるものとする。

（先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第一百四十八条の四 [回上]

[2～4 同上]

〔2～4 同上〕

5|| 前項の規定にかかわらず、第五十七条の四第六項（第一百三十五条第五項又は第一百四十三条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セツトにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セツトに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名

6|| 5||

〔略〕

(適用除外)

第二百四十八条の五 〔略〕

2 第二百四十八条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポートジヤー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)  
第二百四十八条の七 第四章（第五十七条の二第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と読み替えるものとす

7|| 6||

〔同上〕

(適用除外)

第二百四十八条の五 〔同上〕

2 カレント・エクスポートジヤー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)  
第二百四十八条の七 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と読み替えるものとする。

目額により加重平均したマチュリティのいづれか大きい期間を<sub>ア</sub>とし、当該ネットディング・セットの累効EPEをEE<sub>i</sub>としなければならない。

る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

### 〔一・二 略〕

3 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合 (S A I C C R) 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合 (S A I C C R) を用いる場合に限る。)において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引のMiのうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のうちいざ

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。  
○また、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセツトの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十七条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト」と読み替えるものとする。

### 〔一・二 同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤー(銀行持株会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、銀行持株会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。)の信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、

れか短い営業日数とする。

四パーセントとする。  
〔項を加える。〕

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスポート方式を用いるときは、第五十七条の三第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいかれか短い営業日数とする。

〔項を加える。〕

5|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第十七条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セ

ントに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

6||

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行持株会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に銀行持株会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないと限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（ $K_{CMi}$ ）に十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額（ $K_{CMi}$ ）は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max\left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}}\right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref}\right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{pref}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清

〔項を加える。〕

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ $K_{CM}$ ）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額（ $K_{CM}$ ）は次の算式を用いて算出する。

### 算基金の額

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するもの額

DF<sub>CM</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスポートージャーの額

IM<sub>i</sub> 温ゆのEAD<sub>i</sub>をもてヤヌロリ票立の額をもてシテ、即ち  
ヤヌロリ票立の額をもて。

EBRM<sub>i</sub> 派生商品取引のA-CORを用いて算出した額。ただし、受け入る異議の額には直接清算参加者が提出した清算基金の額を加ねない。リスクのマージン額をもて申立てた額をもて。

IM<sub>i</sub> ノボル形狀の額 次の算出による算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスポートージャーの額

IM<sub>i</sub> 初証拠金の額を加えた額（第八十二条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub> 直接清算参加者*i*が提出した当初証拠金の額  
DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF' & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$$

K<sub>CM</sub>は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

N<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスポートージャーの額

二) 前号ロの規定により所要自己資本額(K<sub>Own</sub>)を算出する場合に記述

い場合は、第七十八条第一項第一号ニの規定にかかるらず、算出基

準日を含む四半期の一期前の四半期内のござれかの時点や取引件

数が五千件を超えたネットディング・セツトに係る最低保有期間を

二十営業日とする」とを要しない。

四) 第一号に規定する算式におけるトレーディング・エクスボージャーに

係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象

としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該  
レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一二号イに定める額（  
担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）又は

号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五) 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分<sup>リ</sup>に

分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該

区分<sup>リ</sup>に算出する。この場合において、DF<sub>ccp</sub>が当該区分<sup>リ</sup>に

分別管理されていないときは、当該区分<sup>リ</sup>のDF<sub>ccp</sub>及<sup>シ</sup>Σ<sub>i</sub>EAD<sub>i</sub>  
の額の割合に応じた額とする。

六) 第二号の規定にかかるらず、直接清算参加者が自己の勘定と間

接清算参加者<sup>リ</sup>との勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括し

て管理している場合にあっては、一括して管理してあるそれぞれ

の勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理

している場合には、当該自己の勘定のトレーディング・エクスボージャーの額及び当該間接清算参加者<sup>リ</sup>との勘定のトレーディング・エクスボ

るエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初  
証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者<sup>リ</sup>が拠出した当初証拠金（第九号において

同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者<sup>リ</sup>が拠出した清算基金

A<sub>Net, i</sub>は、直接清算参加者<sup>リ</sup>に対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九

号において同じ。）

A<sub>Net, 1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスボージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九

号において同じ。）

A<sub>Net, 2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対

するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及

び第九号において同じ。）

Σ<sub>i</sub>A<sub>Net, i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に

対するエクスボージャーの額の合計額（第八号及び第九号にお

いて同じ。）

1) 前号におけるエクスボージャーの額は、第八十一号及び第九十

一条の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とする。

2) 前号において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法

適用後エクスボージャー額の計算については、第五十七条の二の

カレント・エクスボージャー方式を用くる。

四) 前号の場合において、第五十七条の一第一項第一号のネットの

一 ポージャーの額の合計額をEAD<sub>i,j</sub>とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、

当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者<sup>g</sup>との勘定の

別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠

金の額と当該間接清算参加者<sup>g</sup>との勘定に係る当初証拠金との額

の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算

機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場

合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮

定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上

回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対す

るトレード・エクスポート・ポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清

算基金の信用リスク・アセツトの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ポージャーの

信用リスク・アセツトの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセツト

の額

アドオンについては、次の算式を用いる。

ネットのアドオン = 0.15 × グロスのアドオン

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十七条の二第二項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第

五十七条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十八条第二項第一号ニ(第八十五

条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、

算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で

取引件数が五千件を超えたネットティング・セツトに係る最低保有期間を二十営業日とする)とを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分<sup>g</sup>とに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分<sup>g</sup>とに算出することを要する。この場合において、DF<sub>cap</sub>が当該区分<sup>g</sup>とに分別管理されていないときは、当該区分<sup>g</sup>とのDF<sub>cap</sub>はΣA<sub>Net,i</sub>の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF<sub>cl</sub>)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K<sub>cl</sub>)を算出する)とを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF<sub>i</sub>\*は、当該適格中央清算機関に対する銀行持株会社の未拠出の

#### 清算基金の額

DF<sub>i</sub>\*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回った場合は、次の算式を用いて所要自己資本額

(K<sub>CM</sub>) を清算手数料を算出する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した当初証拠

#### 金の額

3 第一項第一号に掲げる「簡便的手法」では、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をとる。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャーニーの信用リスク・アセットの額を算出するいふべきである。

$$Min\{(2\% \cdot TE + 125\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ジャーニーの額

DFは、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線をせした部分を除く余体にせした傍線は注記である。

- 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第五章 略〕

第六章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 略〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条～第七

十六条）

〔第五節～第七節 略〕

〔第七章～第十一章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 信用金庫又は信用金庫連合会が第二百七十条の九第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔八～三十四 略〕

改 正 前

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 同上〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条～第七

十六条の六）

〔第五節～第七節 同上〕

〔第七章～第十一章 同上〕

附則

（定義）

第一条 「同上」

〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 信用金庫又は信用金庫連合会が第二百七十条の九第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔八～三十四 同上〕

三十五 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージ

ヤーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興  
開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北歐  
投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のため  
めの国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアイ  
ンフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十六・三十六の二 略〕

三十六の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形  
式の取引及び長期決済期間取引（第七十三条第四項に規定する長  
期決済期間取引をいう。第四十二条第一項第一号及び第七十二条  
第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により  
生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十六の四・八十一 略〕

（連結の範囲）

第三条 【略】

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社及びこれらの  
子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場

三十五 「同上」

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州  
開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北歐投資銀行、カリ  
ブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融フ  
アシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十六・三十六の二 同上〕

三十六の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ  
形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエク  
スポートージャーをいう。

〔三十六の四・八十一 同上〕

（連結の範囲）

第三条 【同上】

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十  
三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保  
険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人

合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートジヤー）

第五十四条　〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開發銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートジヤー）

第六十八条　〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

等（次条第二項第一号イ(1)、第二十条第二項及び第二十二条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートジヤー）

第五十四条　〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートジヤー）

第六十八条　〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする

3。

【略】

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 七 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）	掛 目 (パーセント)	備 考
		類 オフ・バランス取引の種	
〔略〕			

3。

【同上】

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 七 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）	掛 目 (パーセント)	備 考
		類 オフ・バランス取引の種	
〔同上〕			

) 及び元本補填信  
託契約等をいう。

## 八 有価証券の貸付、現

金若しくは有価証券による担保の提供 (SA  
ICCR (第七十四条) に定めるところにより  
与信相当額を算出することをいう。以下同じ  
。) を用いて派生商品取引若しくは長期決済  
期間取引に係る与信相当額を算出し、又は期  
待エクスポート・ジャーフ式 (第七十五条に定め  
るところにより与信相当額を算出することを  
いう。以下同じ。) を用いて派生商品取引、  
長期決済期間取引若しくはレポ形式の取引若  
しくは信用取引その他

八 有価証券の貸付、現  
金若しくは有価証券による担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付  
購入

) 及び元本補てん  
信託契約等をいう

これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるもの（除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第七十五条の六までに定めるところによりS A I C C R又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2|| 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合にあっては、カレント・エクスボージャー方式（第七十六条に定め

2 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条の六までに定めるところによりカレント・エクスボージャー方式、標準方式又は期待エクスボージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔項を加える。〕

るところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、当該標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C R を用いることができない。

### 一 内部モデル方式採用金庫

#### 二 先進的計測手法採用金庫

##### 三 第七十五条第一項の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用金庫は、前項各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日において S A I C C R を用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第七十五条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

【一・二 略】

〔項を加える。〕

2|| 前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と长期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

【一・二 同上】

5||

標準的手法採用金庫が第七十五条から第七十五条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6||

標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(SA—CCR)

第七十四条

標準的手法採用金庫がSA—CCRを用いる場合には、

ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引には個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに次条

3||

標準的手法採用金庫が第七十六条から第七十六条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポート形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4||

標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法採用金庫は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第七十四条

標準的手法採用金庫がカレント・エクスポート方式

を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回らないものとする。

第五項及び第十一項において同じ。) が締結されたる場合には、

個々の当該マージン・アグリーメントにおける取引の集合(以下「同一取引の集合」)に  
、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト (以下この条において同じ。)

PFEは、将来の潜在的なエクスポートによる損失額 (以下この条において  
同じ。)

RCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定  
めた算式を用いて算出するものとする。

1 マージン・トグリーティングを総括して計算する場合

$$\text{RC} = \max\{\text{V} - \text{C}, 0\}$$

$$\text{C} = \text{C}_{\text{collect}} \times (1 - \text{Hc}_{\text{collect}} - \text{Hfx}_{\text{collect}})$$

$$-\text{C}_{\text{post}} \times (1 + \text{Hf}_{\text{post}} + \text{Hfx}_{\text{post}})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額 (次  
号及び第六項において同じ。)

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額 (次号及び第六項におい  
て同じ。)

C<sub>collect</sub>は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hc<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する  
ボラティリティ調整率 (担保の価格変動リスクを勘案して担保

の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス

ポートフォリオと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

3 次の各号に掲げるいずれかの額

1 派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) を次のイ  
の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じ  
て区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目 (ただ  
し、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回  
数倍するものとする。) を乗じて得た額又はクレジット・デリバ  
ティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に  
掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同  
表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額 (以下「グロスのアドオン  
」)とする。)

イ 派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) の掛け目  
1 次の各号に掲げるいずれかの額

取引の区分	残存期間の区分	掛け目 (ペーセンテージ)
外国為替関連取引及 び金闘連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五

ボラティリティ調整率

C<sub>post</sub>は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者）によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの（を除く。）の額

H<sub>post</sub>は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡し

た資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H<sub>fx post</sub>は、担保を差し入れる場合においてエクスポート・保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

〔〕 メーカー・トグラー・ユーロ銀銀（トヨコ）

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定する（と同じ）。ただし、変動証拠金は除く。

〔〕 銀銀のメートヤリト・ア調整率は、次の各項に掲載の場合は同一、当該各項に記載の算式を用いて算出する。

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネットティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八

株式関連取引

	1年以内	六・〇
	1年超5年以内	八・〇
	5年超	十・〇
貴金属関連取引（金 属の他のロモディテイ ィ関連取引）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
他の他のロモディテ ィ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十一・〇 十五・〇

(注一)

特定の支払期日におけるその時点でのロクスピージ  
ヤーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日におい  
て市場価値が零になるように契約条件が再設定される  
契約については、残存期間を次の再設定日までの期間  
のみならじとする。この基準を満たす残存期間が  
一年超の金利関連取引については、アドオン掛日は〇  
・五ペーセントを下限とする。

(注二)

取引の区分欄に掲げられた各取引に当ては知らない  
派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）  
は、「他のロモディテイ関連取引」について取り扱  
いとする。

項において同じ。)

H<sub>N</sub>は、第六章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボラティリティ

調整率（次号において同じ。）

M<sub>NS</sub>は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T<sub>N</sub>は、H<sub>N</sub>を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

マージン・トグリーメームを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4 前項第一号のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セシートの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。  
一 日々の値動きにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング

（注3） 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップにつ

いては、(i)の項に係る額を与信相当額に加える(i)を要しない。

（注4） 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨

先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5） 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6） 金利先渡取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく

先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等

をいう。

（注9） その他のロモディティ関連取引とは、エネルギー取

引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のロモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

		・セツト	二十営業日
二	日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト	二十営業日	
三	日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セツト	五営業日	
四	日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セツト（前三号に該当するものを除く。）	十営業日	
五	Z（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セツト	F+N-1	
5	Fは、前四号の規定により定めるリスクのマージン期間		
	前項の規定にかかるらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セツトについて、担保額調整（エクスポートレーニング・セツト）と担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セツトについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。		
6	第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。		

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
・スワップ		

(注1) 標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

$$\overline{PFE} = multiplier \times AddOn_{aggregate}$$

multiplier = min{1, 0.05 + (1 - 0.05)}

$$\times \exp \left( \frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}} \right)$$

$$AddOn_{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$

$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(com)}$$

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup>は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup>は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(com)</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合における、ネットイング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下「の項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当たることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ
- 四 株価の変動等 エクイティ・デリバティブ
- 五 コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドラ

(注3)

① 第五十条から第五十六条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照らして二十ペーセントのリスク・ウェイトとする」とが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

イバー以外の変動等 コモディティ・デリバティブ

8| 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一 金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブ  
ブ)とに設けられたヘッジセット

二 外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット

三 信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット

四 エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット

五 コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

9| 前項の規定にかかわらず、ベース (同一通貨の異なるリスク・ファクター (当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第七十五条の三において同じ。) 間の差異をいう。) を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10| 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

一一 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、

次の算式により得られた額 (ネットのアドオン) とする」とがで  
きる。

ネットのアドオン =  $0.4 \times \text{グロスのアドオン}$

$$+0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

11 第六項の算式中  $AddOn^{(IR)}$  は、次に掲げる如きに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$  は、通貨  $j$  建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中  $AddOn_j^{(IR)}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (ペーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・二五
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	一一・五〇

三 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額を算出する場合には、次のイ又はロのいずれかの算式を用いて算出する。

$$\frac{1}{\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}}$$

$$+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}$$

D<sub>j1</sub><sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、E<sub>i</sub>（第五号に規定するE<sub>i</sub>をい

う。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバ

バティープに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

D<sub>j2</sub><sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、E<sub>i</sub>が一年以上五年以下である

金利デリバティープに係る実効想定元本額の合計額（口において

同じ。）

D<sub>j3</sub><sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、E<sub>i</sub>が五年超である金利デリバ

ティープに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$$\frac{1}{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}$$

四 前号の算式中金利デリバティープに係る実効想定元本額は、当該

金利デリバティープに係る「ノーナンヨ」調整後想定元本額に「ルタ調整値及びマーク」期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号の「ノーナンヨ」調整後想定元本額は、金利デリバティープに係る想定元本額に、次の算式により得た額とする。ただし、当該「ノーナンヨ」調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ノーナンヨ」調整値が十営業日を年換算した値未満となる場合は、当該「ノーナンヨ」調整値は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参考する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティブが参考する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

ト 簡因ゆのトハタ懲罰権だ、次のヤカラく弾むる時分の凶介に応じ、前説イカルく弾むる権ひや。ト  
イ オプション 次の表の上欄に掲げた取引の区分に応じ、回帳の下欄に記入の算式を用いて算出した値

取引の区分	算式

コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi \left( -\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
プット・オプションの売り	$\Phi \left( -\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

オプションの時価が下落するものをいう。

口 イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該

金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金

利デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金

利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金

利デリバティブの時価が下落するもの

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の

区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ

マージン・アグリーメントを締結している場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブ*i*の残存期間をいい、当該金利デ

リバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該

原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産

である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日

数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

$MPOR_i$ は、当該金利デリバティブ*i*を含むネットディング・セット

のリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について

て準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「

第十一項第七号口」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号口のリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12 第六項の算式中  $AddOn_{H(X)}$  は、次に掲げる通りに従い、算出する

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn_{H(X)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(F(X))}$$

$AddOn_{HSj}^{(F(X))}$  は、ヘッジセット  $j$  に係るアドオンの額

二 前号の算式中  $AddOn_{HSj}^{(F(X))}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	四

ヘッジセット

三| 前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四| 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参考する外国為替デリバティブがネッティング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ| オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「○・五」とあるのは「○・五は、○・一五」と読み替えるものとする。

ロ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

一|

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するものマイナス一

- 五| 前項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利」<sup>レート</sup>「マーチ」<sup>デリバティブ</sup>とあるのは「外国為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 13| 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げると、ろに従い、算出する。
- 一| 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Credit) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity\_k)は、Entity\_kを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entity\_kは、当該信用デリバティブが参考する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・コレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity\_kに係る相関係数

「前号の算式 $\#AddOn(Entity_k)$ は、次の又は口に掲げた信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額とする。」

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛け目 (ペーベル)
------------------------------------	---------------

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)	掛目	(注) 第五十条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。	1 1 6	1 1 5	1 1 4	1 1 3	1 1 2	1 1 1
			ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目	六 ・ 〇〇	一 ・ 六〇	一 ・ 〇六	〇 ・ 五四	〇 ・ 四二	〇 ・ 三八

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k(\text{Credit})$  は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」〔あるのは「信用デリバティブの」〕又、「金利デリバティブ又は負債性商品」〔あるのは「信用デリバティブ」〕又、「金利デリバティブが」〔あるのは「信用デリバティブが」〕又、「金利等又は負債性商品の金利等」〔あるのは「原債務者に係る契約」〕読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「○<sub>i</sub>は、○・五」とあるのは「○<sub>i</sub>は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては一・〇、インデックスを参照する場合にあつては○・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)$ 15

プロテクションの提供

15

$$\frac{1}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$$

(注1)  $A_i$ は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2)  $D_i$ は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利」、「レート」、「デイブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第

七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式<sup>且</sup>AddOn(Equity)は、次に掲げるものに従い、算出する。

「算出に用いる算式は、次のとおりである。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

11 前号の算式<sup>且</sup>AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、次の表の上欄に掲げるHクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、Hクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

					エクイティ・デリバティブの区分	
					第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	
+	二	百六十	十六	三十二	(パーセント)	掛目

		数を参照するエクイティ・デリバティブ
		第十項に規定する別に設けられたヘッジセグメントに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ
	百	

三 第一号の算式中の(Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

四 | イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五  
ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 | 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 | 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

五 | イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあ

るのと「株価又は株価指数等」と、「○」は、〇・五」とあるのは、「○」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」、「レバゲイブ」とあるのは「エクイティ・リバゲイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第六項の算式中AddOn<sup>(c)</sup>は、次に掲げるところに従い、算出す

NQ°

算出に用いられる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \frac{\left[ \left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left( 1 - \left( \rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn(Type_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}}{\rho_j^{(com)} \text{ は、ヘッジセット } j \text{ に係るアドオンの額}}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(com)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type<sub>kj</sub>)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額  
ρ<sub>j</sub><sup>(com)</sup>は、0.4

前項の算出はAddOn(Type<sub>kj</sub>)は、次の表の上欄に掲げる「セイ・デリバティブの区分」に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該セイ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

セイ・デリバティブの区分	掛け目 (%セント)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるセイ・デリバティブのうち、電	四十

					力を参照するコモディティ・デリバティブ
第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	ブ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ
九十	九	十八	二百	二十	

ブのうち、電力以外を参照するコモディティ  
イ・デリバティブ

三| 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四| 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ| オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○・五」とあるのは「○・一」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあっては「一・五、電力以外を参照する場合にあっては○・七」と読み替えるものとする。

ロ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリ

バテイブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバテイブの時価が下落するものマイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利」デリバテイブあるのは「コモディティ・デリバテイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RG = \max \left[ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max(C_{MA}, 0), 0 \\ + \max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min(C_{MA}, 0), 0 \right]$$

$$\frac{C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{CMA,collect} - Hfx_{MA,collect})}{-C_{MA,post} \times (1 + H_{CMA,post} + Hfx_{MA,post})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

NSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額  
C<sub>MA, collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>CMA, collect</sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合における適用するボラティリティ調整率

H<sub>fx<sub>MA, collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときにおけるボラティリティ調整率

C<sub>MA, post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H<sub>CMA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hf<sub>MA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

スポーツジャーベと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリテ  
イ調整率

18 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合ににおいてエク  
は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmarginated}$$

PFE<sub>NS</sub><sup>unmarginated</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準  
用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結し  
ていないものとして算出することとする。

(標準方式)

第七十五条 標準的手法採用金庫が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）」とに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により  
算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保  
は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_l RP\mathcal{C}_{lj} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額  
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保についてとは適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

$RPT_{ij}$ は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。） $j$ における取引 $i$ のリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

$RP\mathcal{C}_{lj}$ は、ヘッジ・セット $j$ における担保 $l$ のリスク・ポジション  
 $CCF_j$ は、ヘッジ・セット $j$ に対する掛け

11 リスク・ポジションは、次の二種類の規定による算出である。  
ただし、二種類の規定によるものと同一の規定期限内に複数のリスク・ポジションを有する場合は、各該期間内に算出される各該期間の算出額を算出しなければならない。

イ 債債性商品（債券及び預金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

$p_{ref}$ は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格 (vと同じ表示通貨による。)

口 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（ク  
レジンム・リコルト・スマップを除く。）、次の算式により  
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期  
間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年  
以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを  
算出するのを除しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分  
の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含  
む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取  
引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円  
換算の額）

rは、金利水準

クレジンム・リコルト・スマップについては、次の算式に  
よる。  
リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

1) 支払部分は、次の各項に規定するものとし。

イ 金融商品の支払部分がなされた取引の場合は、当該支  
払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

## 2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ コモディティ（貴金属及び電力を除く。） 同一のコモディティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける

---

3

リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4

CCF<sub>j</sub>は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	
金	
株 式	
貴金属（ 金を除く 電 力	
イ （貴金属 コモディテ	

掛目 (パーセント)	
五	。
七	。
八・五	。
四	及び電力を除く。)
十	及び電力を除く。)

二 負債性商品を原資産とする場合、 $CCF_j$ は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品 (クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る)	その他
品			
○・六			
○・三			
○・二			

三 外国為替に関する $CCF_j$ は、一・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF<sub>j</sub>は十ペーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十五条　【略】

2　【略】

3　標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した~~実効EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~実効EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4　【略】

5　標準的手法採用金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~実効EPE<sub>tk</sub>~~の算出において、当該担保による効果を勘案した~~EPE<sub>tk</sub>~~を用いることにより同項第二号に規定する~~実効EPE~~を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条　【同上】

2　【同上】

3　標準的手法採用金庫は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した~~実効EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~実効EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4　【同上】

5　標準的手法採用金庫は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~実効EPE<sub>tk</sub>~~の算出において、当該担保による効果を勘案した~~EPE<sub>tk</sub>~~を用いることにより同項第二号に規定する~~実効EPE~~を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法を使用して実効E P Eを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

効果は反映してはならない。

標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効E P Eとする方法を使用する」とができる。

- 一 ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効E P Eに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
- 二 次のイの算式により算出されたアドオンに又はハに掲げる額のうち、それから大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = \text{E}[\max(\Delta \text{MtM}, 0)]$$

E[]は、[]内の期待値

$\Delta \text{MtM}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

- ロ マージン・アグリーメントに基づても提供をし、又は提供を受けた担保（ロールやれたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のロクスボージャーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【略】

二 N（二以上の整数とする。）日<sup>3</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げていずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 【同上】

二 N日<sup>3</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット

F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げていずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用金庫は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスボージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスボージャーの額

テイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

ネッティング・セントから除外するものとする。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

(承認申請書の提出)

第七十五条の二 期待エクスポートジヤー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一～五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジヤー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一～二 略〕

(承認の基準)

ネッティング・セントから除外しなければならない。

10 標準的手法採用金庫は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用金庫は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

(承認申請書の提出)

第七十六条の二 期待エクスポートジヤー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一～五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジヤー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～二 同上〕

(承認の基準)

**第七十五条の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第七十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一～三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ～ハ 略〕

〔五～十二の二 略〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十五条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十五条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

**第七十六条の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一～三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ～ハ 同上〕

〔五～十二の二 同上〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第七十六条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十六条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十五 「略」

(変更に係る届出)

**第七十五条の四** 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

「一～三 略」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

**第七十五条の五** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十五条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第七十五条の六** 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスボージャー方式を適用するものとする

十五 「同上」

(変更に係る届出)

**第七十六条の四** 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならぬ。

「一～二 同上」

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

**第七十六条の五** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第七十六条の六** 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスボージャー方式を適用しなければ

。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第七十五条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 【略】

### （カレント・エクスポート方式）

**第七十六条** 標準的手法採用金庫が第七十三条第二項の規定によりカレント・エクスポート方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コスト

の額（零を下回る場合には、零とする。）

二 ネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。  
一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

〔条を加える。〕

ならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第七十六条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

## 2 【同上】

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）		株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	取引の区分	残存期間の区分	掛目 (パーセント)
一年超五年以内	一年以内	一年超五年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	一年以内 五年超	
七 ・ 〇	七 ・ 〇	十 ・ 〇	八 ・ 〇	六 ・ 〇	一 ・ 五	〇 ・ 五	一 ・ 〇

その他のコモディ ティ関連取引	五年超	八・〇
	一年以内	十・〇
五年超	一年超五年以内	十二・〇
	十五・〇	

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスポートを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に

限る。) 等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

口 クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額

取引の種類	原債務者の種類	掛 目
額	(パーセント)	

トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
--	------------------	------------

(注1)

標準的手法採用金庫がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用金庫がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用金庫は、この項の規定により算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができます。

(注2)

- ① 第五十条から第五十六条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

(②) 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）

、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
会社のうち第五十七条又は第五十八条の基準に照ら  
して二十パーセントのリスク・ウェイトとすること  
が認められている主体並びに適格格付機関により付  
与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリ  
バティブについては、プロテクションの対象とする複  
数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ  
・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの  
対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう  
ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発  
生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終  
了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン =  $0.4 \times$  グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用

いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎  
営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（  
ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定  
する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十  
営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる  
場合において、当該各号に定めるものとする。

一　【略】

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲  
げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、  
同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
【略】	
適格金融資産担保以外の資産（	一十五ペーセント

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十二条　【同上】

資産種別	ボラティリティ調整率
【回上】	
適格金融資産担保以外の資産（	一十五ペーセント

当該資産について第七十二条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合、S A I C C R を用いて派生商品取引若しくは

長期決済期間取引に係る与信相

当額を算出する場合においてこ

れらの取引に係る与信相当額が

算出される担保の提供に用いる

とき又は第八十八条ただし書の

定めるところによりレポ形式の

取引について第八十七条各号及

び第八十八条各号に掲げるも

以外の資産を用いる場合に限る

。以下同じ。)

2  
〔略〕

(計算方法)

第一百十一条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、第七十三条第二項の規定により先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポートジヤー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートジヤーの額は、次の式により算出する。

当該資産について第七十二条第一項第八号に定める与信相当額

を算出する場合又は第八十八条

ただし書の定めるところにより

レポ形式の取引について第八十七

条各号及び第八十八条各号に

掲げるもの以外の資産を用いる

場合に限る。以下同じ。)

2  
〔同上〕

(計算方法)

第一百十一条 標準的手法採用金庫が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポートジヤー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートジヤーの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第七十六条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン  
 $C_{a1}$ は、 $H_c$ （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及  
びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場  
合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額  
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC  
は第七十六条第二項第一号に定めるネット再構築コスト、また  
、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのアドオンとする。

3 [略]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リス  
ク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百三十七条の二 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接  
清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤ  
ーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対  
するトレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカ  
ント・エクスポートヤー方式を用いている場合には、当該トレード  
・エクスポートヤーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算  
式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなす」と

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額（ただし、零  
を下回らない値とする。）

RCは、第七十四条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン  
 $C_{a1}$ は、 $H_c$ （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及  
びHfx（エクスポートヤーと適格金融資産担保の通貨が異なる場  
合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額  
2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC  
は第七十四条第二項第一号に定めるネット再構築コスト、また  
、アドオンは同条第二項第一号に定めるネットのアドオンとする。

3 [回上]

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポートヤーの信用リス  
ク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百三十七条の二 標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接  
清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートヤ  
ーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対  
するトレード・エクスポートヤーについて、与信相当額の算出にカ  
ント・エクスポートヤー方式を用いていない場合には、当該トレード  
・エクスポートヤーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算  
式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなす」と

△ややいQ。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ (Tm/10) }$$

△ややいQ。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{ (Tm/10) }$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額  
RWA<sup>\*</sup>は、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

Tm<sup>6</sup>は、第七十五条第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD)

第一百五十六条 [監]

[△～4 監]

5 第七十二条 (第一項及び第二項を除く。) から第七十五条の大半の規定は、事業法人等向けエクスポートジヤーのEADとして準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」である。第七十二条第四項中「前二項」あるのは「第一項」を読み替えるものとする。

[項を置く。]

(事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD)

第一百五十六条 [監]

[△～4 監]

5 第七十二条から第七十五条の大半の規定は、事業法人等向けエクスポートジヤーのEADとして準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向トレーディング・エクスポートジヤーに係る清算取次を行つことによつて生ずる間接清算参加者に対するトレーディング・エクスポートジヤーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第七十六条に定める期待エクスポートジヤー方式を用いていな

じみには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスボージャーに係るものに限る。）に次の掛田を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーのEADとするのがやむを得ない。

掛け目 =  $\sqrt{ } \quad (\text{Tm}/10)$

Tmは、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットディング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットディング・セット十営業日」とあるのは、「ネットディング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

（マチユリティイ）

第百五十七条 [略]

[2～5 略]

（マチユリティイ）

第百五十七条 [回上]

[2～5 同上]

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスボージャーのEADについて第七十五条から第七十五条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティイとし、同号に掲げる実効E E<sub>1,2</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

[1～11 略]

[1～11 回上]

〔7・8 略〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十四条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

〔項を削る。〕

(エクスボージャーの厚さ (T) )

第二百六十条 〔略〕

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十三条（第二項及び第三項を除く。）から第七十五条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と、第七十三条第四

〔7・8 同上〕

(リテール向けエクスボージャーのEAD)

第一百六十四条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

6 第百五十六条第六項の規定は、リテール向けエクスボージャーであつて、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーのEADを算出する場合について準用する。

(エクスボージャーの厚さ (T) )

第二百六十条 〔同上〕

2 エクスボージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスボージャーの計算においては第七十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十五条第一項（第二百五十六条第五項又は第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会のいずれにも該当しない国内基準金庫にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一～三 略〕

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十五条第一項（第二百五十六条第五項又は第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4 「略」

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十三条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十六条第一項（第二百五十六条第五項又は第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

〔一～三 同上〕

3 「同上」

〔一～三 同上〕

四 期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項（第二百五十六条第五項又は第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用金庫又は信用金庫連合会

4 「同上」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十三条の三　【略】

〔2・3 略〕

4 第一項の  $EAD_i^{\text{total}}$  は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットディング・セットバックに算出した額とする。

一 SA-CCCRを用いる場合 第七十四条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十五条第一項に規定する与信相当額

三 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第六章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第七十五条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第七十六条第一項に規定する与信相当額

〔号を加える。〕

第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

$M_x$ は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{i\text{ind}}$

6 〔略〕

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百七十三条の三　【同上】

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

5 〔同上〕

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

$M_x$ は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{i\text{ind}}$

6 〔同上〕

7

第四項第三号に掲げる場合において、第一項の  $EAD_{i, total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーに係るものに限る。) を算出する場合には、同号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セシートの  $EAD_{i, total}$  とする。

掛け目 =  $\sqrt{(T_m/10)}$

$T_m$ は、第七十五条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一」百七十条の川第七項」と、同項第一号中「ネッティング・セシート五十営業日」とあり、及び「ネッティング・セシート 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セシート 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百七十三条の四 [略]

[2~4 略]  
[項を削る。]

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の  $EAD_{i, total}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーナーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーナーに係るものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネッティング・セシートの  $EAD_{i, total}$  とする」とする)とする。

掛け目 =  $\sqrt{(T_m/10)}$

$T_m$ は、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セシート二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セシート 十営業日」とあるのは、「ネッティング・セシート 五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百七十三条の四 [同上]

[2~4 同上]

5 前項の規定にかかわらず、第七十六条第六項 (第一百五十六条第五項又は第一百六十四条第五項において準用する場合を含む。) に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セシートにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セシートに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいづれか大きい期間を  $t_{max}$  し、

6|| 5||

〔略〕

(適用除外)

第二百七十条の五 〔略〕

2 第二百七十条の二第二項に規定する場合において、期待エクスポート方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポート方式及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセット) 第二百七十条の八 第六章(第七十四条第四項第二号及び第二号を除く。)の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポート方式及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章(第七十三条第二項及び第三項を除く。)の規定中「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と読み替えるものとする。

7|| 6||

〔同上〕

(適用除外)

第二百七十条の五 〔同上〕

2 カレント・エクスポート方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポート方式及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセット) 第二百七十条の八 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポート方式及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「信用金庫又は信用金庫連合会」と読み替えるものとする。

当該ネンディング・セセットの発効EPEをEE<sub>i</sub>としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・ジャーラーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合における当該トレード・エクスポート・ジャーラーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。

3||  
「一・二 略」

第一項の規定により第六章の規定を準用する場合 (S A I C C R) を用いる場合に限る。)において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引のM<sub>1</sub>のうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のうちいちれか短い営業日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・ジャーラーの信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該トレード・エクスポート・ジャーラーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。  
○また、次の各号に掲げるトレード・エクスポート・ジャーラーの信用リスク・アセツトの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十六条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第九十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セツト」と読み替えるものとする。

3||  
「一・二 同上」

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポート・ジャーラー(信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、信用金庫又は信用金庫連合会への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。)の信用リスク・アセツトの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポート・ジャーラーのリスク・ウエイトは、四パーセントとする。

第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、期待エクスポート方式を用いるときは、第七十五条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネットディング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいかか短い営業日数とする。

5|| 第一項の規定により第六章の規定を準用する場合において、第九十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットディング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットディング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネットディング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のう

〔項を加える。〕

ちいすれか短い営業日数とする。

6||

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャー（信用金庫又は信用金庫連合会が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に信用金庫又は信用金庫連合会への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないとときに限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポートージャーのリスク・ウェイブは、四パーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第一百七十三条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額( $K_{CMi}$ )と十二・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額( $K_{CMi}$ )は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max\left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}}\right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref}\right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF<sub>i</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

〔項を加える。〕

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第一百七十三条の九 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

- 一 リスク・センシティティブ手法
- 二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティティブ手法」又は、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をとる。

- 一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するもの額

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF' & \text{if } DF' < K_{CCP} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' \\ c_1 \cdot DF' & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \end{cases} \quad \begin{matrix} (i) \\ (ii) \\ (iii) \end{matrix}$$

DF<sub>CM</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額

EAD<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスボージャーの額

IM<sub>i</sub>は、清算基金の額の合計

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \max \left\{ \frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\% \right\}$$

K<sub>CM</sub>は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第二二条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

いでは、第九十八条第一項第一号ニの規定にかかるが、算出基準日を含む四半期の一期内の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セットに係る最低保有期間を「十営業日とする」とを要しな。

四 第一号に規定する算式におけるトレーディング・エクスポートヤーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）又は号口に定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されてくる場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。又の場合において、 $DF_{cep} = \frac{\sum_i EAD_i}{\sum_i A_{Net,i}}$  分別管理されていないときは、当該区分ごとに算出する。

の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかるが、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者との勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理してくるそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレーディング・エクスポートヤーの額及び当該間接清算参加者との勘定のトレーディング・エクスポートヤーの額を算出する。

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

$DF_{i,t}$ は、直接清算参加者iが拠出した清算基金  $A_{Net,i}$ は、直接清算参加者iに対するEBRMiの額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2t}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポートヤーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\Sigma_i A_{Net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポートヤーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

（一）前号におけるエクスポートヤーの額は、第一百一十条及び第一百十一条の信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額とする。

（二）前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポートヤー額の計算について、第七十四条のカレント・エクスポートヤー方式を用いる。

四 前号の場合において、第七十四条第三項第一号のネットアドオンについて、次の算式を用くる。

一 ポージャーの額の合計額をEAD<sub>i</sub>とする。

- 七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者<sup>g</sup>との勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者<sup>g</sup>との勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額

(以下この項において単に「合計額」という。)と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「仮定した合計額」という。)を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ポージャーの信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

ネットのアドオン =  $0.15 \times \text{グロスのアドオン}$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

- 五 第二号の場合において、第七十四条第二項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十五条第一項第一号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第九十八条第二項第一号ニ(第一百五条第五項において適用する場合を含む。)の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分<sup>h</sup>とに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分<sup>h</sup>とに算出することを要する。いの場合において、DF<sub>cap</sub>が当該区分<sup>h</sup>とに分別管理されていないときは、当該区分<sup>h</sup>のDF<sub>cap</sub>はΣ<sub>i</sub>A<sub>Net,i</sub>の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額(DF<sub>cl</sub>)が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K<sub>cl</sub>)を算出する。いを要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF<sub>i</sub><sup>\*</sup>は、当該適格中央清算機関に対する信用金庫又は信用金庫連

### 合会の未拠出の清算基金の額

DF<sup>\*</sup>は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九 前項に加えて、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額(K<sub>OK</sub>)を計算するに要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

IMは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第一中に掲げる「簡便近似法」とは、次の算式による簡便リスク・アセシトの額を算出する手筋をさへ。この場合における当該適格中央清算機関に対するマネー・ヒクスピーハヤーの信用リスク・アセシトの額を算出するに要しない。

$$Min\{(2\% \cdot TE + 125\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポート・ハヤーの額

DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に対する傍線は注記である。

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 略〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十  
三条）

〔第五節～第七節 略〕

〔第五章～第八章 略〕

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各  
号に定めるところによる。

〔一～七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七

第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出す  
るに当たつて必要な情報を信用協同組合等に提供している者であつ  
て、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔八～三十四 略〕

改 正 前

目次

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第三節 同上〕

第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条～第五十  
三条の六）

〔第五節～第七節 同上〕

〔第五章～第八章 同上〕

附則

（定義）

第一条 「同上」

〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 信用協同組合等が第二百四十六条の七

第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出する  
に当たつて必要な情報を信用協同組合等に提供している者であつ  
て、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔八～三十四 同上〕

三十五 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ・ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、  
国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、歐州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十六・三十六の二 略〕

三十六の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。第十九条第一項第一号及び第四十九条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十六の四・七十八 略〕

（連結の範囲）

第三条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社及びこれらの子法人等（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当

三十五 「同上」

〔イ・ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び歐州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十六・三十六の二 同上〕

三十六の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポートージャーをいう。

〔三十六の四・七十八 同上〕

（連結の範囲）

第三条 〔同上〕

2 前項の規定にかかわらず、信用協同組合連合会が法第四条の四第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二

該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートージャー）

第三十一条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートージャー）

第四十五条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（国際開発銀行向けエクスポートージャー）

第三十一条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投资基金、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポートージャー）

第四十五条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

**第四十九条** 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 七 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）	掛 目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備 考
		〔略〕		

(オフ・バランス取引の与信相当額)

**第四十九条** 標準的手法を採用する信用協同組合等が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

百 七 代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）	掛 目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備 考
		〔同上〕		

) 及び元本補填信  
託契約等をいう。

八 有価証券の貸付、現  
金若しくは有価証券に  
による担保の提供 (SA  
ICCR (第五十一条  
に定めるところにより  
与信相当額を算出する  
ことをいう。以下同じ  
。) を用いて派生商品  
取引若しくは長期決済  
期間取引に係る与信相  
当額を算出し、又は期  
待エクスポート・ジャーフ  
式 (第五十二条に定め  
るところにより与信相  
当額を算出することを  
いう。以下同じ。) を  
用いて派生商品取引、  
長期決済期間取引若し  
くはレポ形式の取引若  
しくは信用取引その他

八 有価証券の貸付、現  
金若しくは有価証券に  
による担保の提供又は有  
価証券の買戻条件付売  
却若しくは売戻条件付  
購入

) 及び元本補てん  
信託契約等をいう

これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるもの（除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入

2 「(注1)・(注2) 略」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（次項及び第三項において「派生商品取引」という。）の与信相当額は、次条から第五十二条の六までに定めるところによりS A—C C R又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2|| 前項本文の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合には、カレント・エクスポート方式（第五十三条に

2 「(注1)・(注2) 同上」

(与信相当額の算出)

第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔項を加える。〕

定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）を用いて、派生商品取引の与信相当額を算出することができる。

この場合において、当該標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引について、S A – C C R を用いて与信相当額を算出することができない。

一 先進的計測手法を採用する信用協同組合等

二 第五十二条第一項の承認を受けた信用協同組合等

3|| 前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用する信用協同組合等

は、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない場合において、直近の算出基準日において S A – C C R を用いて派生商品取引の与信相当額を算出しているときは、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を金融庁長官に届け出たとき又は第五十二条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

4|| 前三項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受

渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔項を加える。〕

2||

前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

〔一・二 略〕

5|| 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十二条から第五十二条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

6|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十二条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 略〕

7|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

8|| 〔略〕

(SA—CCR)

第五十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がSA—CCRを

用いる場合には、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポートジャーヤーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手

〔一・二 同上〕

3|| 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三条から第五十三条の六までに定めるところにより期待エクスポート方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十二条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

〔一・二 同上〕

5|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6|| 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第五十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等がカレント・エク

スポート方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができます。ただし、零を下回

方に對して担保の提供を求めることがやるべきの契約をいう。以下の条並びに次条第五項及び第十一項において同じ。) が締結され

てこの場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合( )に、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{PFE} = 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE})$$

RCは、再構築コスト (以下この条において同じ。)

PFEは、将来の潜在的なエクスポートージャー額 (以下この条において同じ。)

2 前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$RC = \max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - H_{collect} + Hfx_{collect})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額 (次号及び第六項において同じ。)

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額 (次号及び第六項において同じ。)

C<sub>collect</sub>は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率 (担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス

らないものとする。

次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) を次のイ

の表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目 (ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。) を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額 (以下「グロスのアドオン」という。)

イ 派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) の掛け目

取引の区分	残存期間の区分	掛け目 (ペーセンテージ)
外国為替関連取引及び金闘連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五

ボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

ボラティリティ調整率

C<sub>post</sub>は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続き又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの）の額

H<sub>c post</sub>は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

H<sub>fx post</sub>は、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$$RC = \max\{V - C, TH + MTA - NICCA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3-1 湿原のボットマント・調整率は、次の名項に記載の取引の区分に応じ、別途名義に定める算式を用いて算出される。

〔マージン・トグリーチェルを締結してこなす場合〕

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

株式関連取引	1年以内 五年超	六・〇 十・〇
貴金属関連取引（金 イニシアル・トグリーチェルを締結してこなす場合）	1年以内 五年超	七・〇 八・〇

(注1) 特定の支払期日ににおけるやの時点でのリスクボージャーを清算する構造で、かく、当該特定の期日におい

て市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことがやれる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン措置は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当たはまつた派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「他の口モセイティ関連取引」として取り扱

NSは、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H<sub>N</sub>は、第四章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自組合推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M<sub>N</sub>は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T<sub>N</sub>は、H<sub>N</sub>を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

――マーベル・トグローメハニを繰り返す場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグ

リーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

4| 前項第一号のリバクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セラーの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。  
――日々の値動きにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性

（注③）回一通貨間かの変動金利相互間の金利スワップにつけては、(i)の項に係る額を与信相当額に加える必要があります。

（注④）外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注⑤）金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注⑥）金利関連取引とは、回一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注⑦）株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注⑧）貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注⑨）その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び鉱金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング

・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

準日の属する四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る清算取次ぎ等を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット(前三号に該当するものを除く。) 十営業日

五 N(二以上の整数とする。) 日ごとの値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング・セット F+N-1

Fは、前四号の規定により定めるリスクのマージン期間

5 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、ネッティング・セットについて、担保額調整(エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも一倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

口 クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇
・スワップ		

(注1)

標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合は、プロテクション購入者が支払不能となつた場合には、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとする。

第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$\overline{PFE} = \overline{multiplier} \times \overline{AddOn}_{aggregate}$$

$$multiplier = \min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn_{aggregate}}\right)\}$$

$$\overline{AddOn}_{aggregate} = \overline{AddOn^{(IR)}} + \overline{AddOn^{(FX)}} + \overline{AddOn^{(Credit)}}$$

$$+ \overline{AddOn^{(Equity)}} + \overline{AddOn^{(com)}}$$

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup>は、外国為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup>は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(com)</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットイング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー（当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下この項において同じ。）に応じ、当該各号に定める取引に割り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

- 一 金利の変動等 金利デリバティブ
- 二 外国為替の変動等 外国為替デリバティブ
- 三 原債務者に係る信用状態の変動 信用デリバティブ

（注2） ① 第二十七条から第三十三条までの規定において、優良債務者とは、次に掲げるものをいう。  
 リスク・ウェイトが規定されている主体  
 ② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）  
 、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる  
 外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理  
 会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照ら  
 して二十ペーセントのリスク・ウェイトとする」とと  
 が認められている主体並びに適格格付機関により付  
 与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又  
 は5—3以上である主体をいう。

（注3） ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリ  
 バティブについては、プロテクションの対象とする複  
 数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて  
 原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ  
 ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては  
 、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番  
 目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類  
 を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・  
 デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの  
 対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう  
 ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発

四	株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五	コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ
8	前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。	
一	金利デリバティブ 同一通貨の金利を参照する金利デリバティブ	
	ブロードに設けられたヘッジセット	
二	外国為替デリバティブ 同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット	
三	信用デリバティブ 一の区分のヘッジセット	
四	エクイティ・デリバティブ 一の区分のヘッジセット	
五	コモディティ・デリバティブ エネルギー、金属、農産物その他他のコモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット	
9	前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この項及び第五十二条の三において同じ。）間の差異をいう。）を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。	
10	前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分ごとに、同項各号に定める	

生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。  
 一一 法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。  
 ネットのアドオン =  $0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$

ヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中  $AddOn^{(IR)}$  は、次に掲げる通りに従い、算出する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_j^{(IR)}$  は、通貨  $j$  建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中  $AddOn_j^{(IR)}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセットとの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (ペーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	〇・五〇
第九項に規定するヘッジセット	〇・一五
第十項に規定する別に設けられたヘッジセット	一・五〇

〔1〕前号に規定する「ヤニト」に係る実効想定元本額を算出する。

場合に、次のヤニセロの二種類の算式を用いて算出する。

$$\frac{1}{\text{イ}} \frac{\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right.}{+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} ]^{\frac{1}{2}}$$

D<sub>j1</sub><sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、E<sub>i</sub>（第五号に規定するE<sub>i</sub>）をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

D<sub>j2</sub><sup>(IR)</sup>は、通貨j建てであり、かつ、E<sub>i</sub>が一年以上五年以下である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）

$$\frac{1}{\text{ロ}} \frac{D_{j3}^{(IR)} \text{は、通貨j建てであり、かつ、E}_i \text{が五年超である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（ロにおいて同じ。）}}{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}$$

〔四〕前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該金利デリバティブに係る「ヨーナン」調整後想定元本額に「ヘルタ調整値及ぶ「マーベル」期間調整値を乗じて得た額とする。

〔五〕前号の「ヨーナン」調整後想定元本額は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得られる「ヨーナン」調整値を乗じて得た額とする。ただし、当該「ヨーナン」調整

が十酒業田を年換算した値未標ひだるやば、トヨヒーハ田ハ體  
整値は十酒業田を年換算した値ひや。

$$\text{デュレーシヨン調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

S<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティイブが参考する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

E<sub>i</sub>は、同号の金利デリバティイブが参考する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティイブの原資産が金利デリバティイブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティイブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

大 箱固中の「ヘタ體整値は、次のマカのくがドに標ひだるやば」の区

分に沿じ、前説へかのくがドに記すの整値ひや。

イ ヘアノマハ 次の表の上欄に掲げた取引の区分に沿じ、回表の上欄に記すの算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi\left(\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
プット・オプションの買い	$-\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$
プット・オプションの売り	$\Phi\left(-\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}}\right)$

(注1)  $P_i$ は、当該オプション*i*が参考する金利等の水準

(注2)  $K_i$ は、当該オプション*i*の行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、○・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「コール・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プリント・オプション」又は、当該

オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該  
オプションの時価が下落するものをいう。

ロ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該  
金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金  
利デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハ イに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該  
金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金  
利デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の  
区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

M<sub>i</sub>は、当該金利デリバティブiの残存期間をいい、当該金利デ  
リバティイブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該  
原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産  
である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日  
数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・トグルマージンを締結した場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR<sub>i</sub>は、当該金利デリバティブiを含むネットディング・セット

のリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号口のリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項第二号」とあるのは、「第十一項第七号口」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号口のリスクのマージン期間の算出について準用する。この場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12 第六項の算式中AddOn<sup>(FX)</sup>が、次に掲げるのに従い、算出する

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

二 前号の算式中AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>が、次の表の上欄に掲げるヘッジセットの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセットの区分	掛目
	(パーセント)

第八項各号に定めるヘッジセット

四

第十項に規定する別に設けられた  
ヘッジセット

二十

三

前号に規定するヘッジセットに係る実効想定元本額は、ヘッジセットに含まれる外国為替デリバティブごとに、当該外国為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブがネットディング・セットに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部

分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「○<sub>i</sub>は、○・五」とあるのは「○<sub>i</sub>は、○・一五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティ

ブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

一

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参考する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの

マイナス

五| 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とるのは「次項第三号」と、「金利」<sup>レート</sup>とあるのは「外國為替デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

13| 第六項の算式中AddOn(Credit)は、次に掲げるところに従い、算出

する。

一 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn(Credit) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Credit)} \times AddOn(Entity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Credit)})^2 \right) \times (AddOn(Entity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Entity\_k)は、Entity\_kを参照する信用デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Entity\_kは、当該信用デリバティブが参考する事業法人等。ただし、当該信用デリバティブがインデックス・コレジット・デフォルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(Credit)}$ は、Entity\_kに係る相関係数

「前号の算式 $\#AddOn(Entity_k)$ は、次の又は口に掲げた信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をそれぞれ信用デリバティブに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額とする。」

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応する信用リスク区分	掛け目 (ペーベル)
------------------------------------	---------------

適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)	掛目	六・〇〇	一・六〇	一・〇六	〇・五四	〇・四二	〇・三八
			1 — 6	1 — 5	1 — 4	1 — 3	1 — 2	1 — 1

(注) 第二十七条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

4—3又は5—3以上	○・三八
4—3又は5—3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k(\text{Credit})$  は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」〔あるのは「信用デリバティブの」〕又、「金利デリバティブ又は負債性商品」〔あるのは「信用デリバティブ」〕又、「金利デリバティブが」〕とあるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」〔あるのは「原債務者に係る契約」〕読み替えるものとする。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区

分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「○・五」とあるのは「○・は、○・五」とある。「○・ハ」と、インデックスを参照する場合にあっては○・ハ」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)$ 15

$$\frac{1}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$$

(注1)  $A_i$ は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

(注2)  $D_i$ は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値

ハ イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの

二 イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの マイナス一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利」、「レート」、「デイブ」とあるのは「信用デリバティブ」と、同項第八号中「第十項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第

七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算式<sup>14</sup> AddOn(Equity)は、次に掲げる如きに従い、算出する。

「算出に用いる算式は、次の如きである。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、Equity<sub>k</sub>を参照するエクイティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

Equity<sub>k</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数

$\rho_k^{(Equity)}$ は、Equity<sub>k</sub>に係る相関係数

14 前号の算式<sup>14</sup> AddOn(Equity<sub>k</sub>)は、次の表の上欄に掲げるHクイティ・デリバティブの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を、Hクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額に乗じて得た額の合計額とする。

					エクイティ・デリバティブの区分	
					第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	
+	二	百六十	十六	三十二	(パーセント)	掛目

		数を参照するエクイティ・デリバティブ
		第十項に規定する別に設けられたヘッジセグメントに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ
	百	

三 第一号の算式中の(Equity)は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

四 | イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五  
ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四 | 第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 | 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

五 | イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号のデルタ調整値（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあ

るのと「株価又は株価指数等」と、「○」は、〇・五」とあるのは、「○」は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては〇・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参照する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス

六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利」、「レバゲイブ」とあるのは「エクイティ・リバゲイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第六項の算式中AddOn<sup>(c)</sup>は、次に掲げるところに従い、算出す

NQ°

算出に用いられる算式は、次のとおりである。

$$AddOn^{(com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(com)} = \frac{\rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j)}{\left( \rho_j^{(com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2}$$

$$+ \left( 1 - \left( \rho_j^{(com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn(Type_k^j) \right)^{2/2}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(com)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

AddOn(Type<sub>kj</sub>)は、ヘッジセットjにおいてコモディティkを参照する

コモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$\rho_j^{(com)}$ は、0.4

前号の算出はAddOn(Type<sub>kj</sub>)は、次の表の上欄に掲げる「モード・デイ・デリバティブの区分」に応じ、同表の下欄に定める掛目を、当該モード・デイ・デリバティブに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

モード・デイ・デリバティブの区分	掛け目 (%)
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれるモード・デイ・デリバティブのうち、電	四十

					力を参照するコモディティ・デリバティブ
第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	ブ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第十項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ	第九項に規定するヘッジセツトに含まれるコモディティ・デリバティ
九十	九	十八	二百	二十	

ブのうち、電力以外を参照するコモディティ  
イ・デリバティブ

三| 前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

四| 前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ| オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「○・五」とあるのは「○・一」は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあっては「一・五、電力以外を参照する場合にあっては○・七」と読み替えるものとする。

ロ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ| イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリ

バテイブが参照するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバテイブの時価が下落するものマイナス一

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第二号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利」デリバテイブあるのは「コモディティ・デリバテイブ」と、同項第八号中「第十一項第七号口」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号口」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合には、これらのネットティング・セットの集合」とに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RG = \max \left[ \sum_{NS \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right] - \max(C_{MA}, 0), 0 \\ + \max \left[ \left\{ \sum_{NS \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right\} - \min(C_{MA}, 0), 0 \right]$$

$$C_{MA} = \frac{C_{MA, collect} \times (1 - H_{C_{MA, collect}} - H_{fx_{MA, collect}})}{-C_{MA, post} \times (1 + H_{C_{MA, post}} + H_{fx_{MA, post}})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

NSは、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額  
C<sub>MA, collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

H<sub>C<sub>MA, collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合における適用するボラティリティ調整率

H<sub>fx<sub>MA, collect</sub></sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C<sub>MA, post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H<sub>C<sub>MA, post</sub></sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hf<sub>MA, post</sub>（注、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

スポーツジャーヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ  
イ調整率

18 第十六項の規定により与信相当額を算出する場合に際して、PFE  
は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmarginied}$$

PFE<sub>NS</sub><sup>unmarginied</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準  
用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結し  
ていないものとして算出することとする。

〔条を置く。〕

(標準方式)

第五十二条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準方式を用い  
る場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング  
契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取  
引については個別取引をいう。以下同じ。）<sup>（注）</sup>とに、次の各号に従  
い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の  
金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一 ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により  
算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保  
は負の符号をもつものとして扱う。

---

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_t RPT_{ij} - \sum_t RP\mathcal{C}_{ij} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額  
CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保についてとは適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）  
の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。  
。） jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額を  
いう。以下同じ。）

RP\mathcal{C}\_{1j}は、ヘッジ・セット jにおける担保1のリスク・ポジション  
CCF<sub>j</sub>は、ヘッジ・セット jに対する掛け

11 リスク・ポジションは、次の二種類の規定による算出である。  
ただし、二種類の規定によるものと同一の算出する  
場合にはどちらの場合、カレッジ・リクエストカードによる  
取扱い)により算出額を算出しなければならない。

イ 債債性商品（債券及び預金を含む。）以外のものを原資産  
とする場合、次の算式によるリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

---

prefは、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス

クを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格 (vと同じ表示通貨による。)

口 負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（ク  
レジンム・リコルト・スマップを除く。）、次の算式により  
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期  
間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年  
以下の支払部分は、金利リスクに関するリスク・ポジションを  
算出するのを除しない。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分  
の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含  
む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取  
引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円  
換算の額）

rは、金利水準

バ クレジンム・リコルト・スマップにてこゝは、次の算式に  
よるべく・ポジションを算出する。

リスク・ポジション=想定元本額×残存期間

11 支払部分は、次の各項に規定するものとし。

バ 金融商品の支値として支払がなされた取引の場合は、当該支  
払

口 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

## 2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—2又は1—3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十ページントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である債券等をいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分について

は取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参考資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

- イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックストー
- ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックストー
- ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

二 コモディティ（貴金属及び電力を除く。）同一のコモディティと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF<sub>j</sub>は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

掛 目 (パーセ ント)	原資産
品 目 ○・六	個別リスクの 高い負債性商 品
○・三	個別リスクの低い負 債性商品（クレジッ ト・デフォルト・ス ワップに係るリスク ・ポジションに限る
○・二	その他

二 負債性商品を原資産とする場合、CCP<sub>j</sub>は、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

掛 目 (パーセ ント)	原資産
五	金
七	株式
八・五	○ 金を除く 貴金属（ コモディティ 及び電力を除く。）
四	電力
十	○ 除く。 貴金属 （コモディティ 及び電力を除く。）

〔期待エクスポート方式〕

三 外国為替に関するCCF<sub>j</sub>は、一一・五パーセントとする。

四 前三号に該当しないものの場合、CCF<sub>j</sub>は十パーセントとする。

(期待エクスポート方式)

第五十二条　【略】

2 【略】

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した渾効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した渾効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いるものとする。

4 【略】

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート計測モデル（期待エクスポート方式）を計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する渾効E<sub>E<sub>rk</sub></sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したE<sub>E<sub>rk</sub></sub>を用いることにより同項第二号に規定する渾効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求める能够とのとされているマージン・ア

第五十三条　【同上】

2 【同上】

3 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した渾効EPE又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した渾効EPEのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 【同上】

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポート方式）の額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対し担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する渾効E<sub>E<sub>rk</sub></sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したE<sub>E<sub>rk</sub></sub>を用いることにより同項第二号に規定する渾効EPEを計測する方法を使用する場合には、第二項第三号に規定する渾効E<sub>E<sub>rk</sub></sub>の算出において、当該担保による効果を勘案したE<sub>E<sub>rk</sub></sub>を用いることにより同項第二号に規定す

グリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

る実効EPEを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|| 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第一号に規定する実効EPEとする方法を使用することができる。  
一 ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額  
二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうち、それから大きい額を加えた額  
イ アドオン＝ $E[\max(\Delta MtM, 0)]$

$E[ ]$ は、 $[ ]$ 内の期待値

$\Delta MtM$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受

けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスボージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスボージャーの額

7 前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 N（二以上の整数とする。）日<sup>1</sup>との値洗いにより担保の額が

調整されるネッティング・セット F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に

掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

7 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

二 N日<sup>1</sup>との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・

セット F+N-1

Fは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に

掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関

9 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関

係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポート・ジャーラーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットディング・セットから除外するものとする。

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリームントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

〔12・13 略〕

（承認申請書の提出）

**第五十二条の二** 期待エクスポート・ジャーラー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一・五 略〕

係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポート・ジャーラーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットディング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法を採用する信用協同組合等は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法を採用する信用協同組合等は、マージン・アグリームントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

〔12・13 同上〕

（承認申請書の提出）

**第五十三条の二** 期待エクスポート・ジャーラー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一・五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

**第五十二条の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十二条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一・三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ・ハ 略〕

〔五・十二の二 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

**第五十三条の三** 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一・三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ・ハ 同上〕

〔五・十二の二 同上〕

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十二条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十二条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

〔一～三 略〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第五十二条の五 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

〔一～三 同上〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 金融庁長官は、期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

**第五十二条の六** 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第五十二条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2  
〔略〕

(カレント・エクスポート方式)

**第五十三条** 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十条第二項の規定によりカレント・エクスポート方式を用いる場合には、再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより与信相当額を算出するものとする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

二 ネット再構築コストの額（零を下回る場合には、零とする。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする

(段階的適用等)

**第五十三条の六** 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2  
〔同上〕

〔条を加える。〕

。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 次のイ又はロに掲げる額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）については、次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引にあっては、各掛目に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額

株式関連取引	金利関連取引	外国為替関連取引 及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	残存期間の区分 （パーセント）	取引の区分
					一年以内 一年超五年以内
一年以内 一年超五年以内	八〇六〇	一五	〇〇五五	一〇五五	一〇五五

貴金属関連取引（金 関連取引を除く。）	五年超		
	一年以内	一年超五年以内	七年超
その他のコモディ ティ関連取引	一年以内	五年超	八・〇
	一年以内	十二・〇	七・〇
	五年超	十五・〇	十・〇

(注1) 特定の支払期日においてその時点でのエクスボージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛け目は〇・五ペーセントを下限とする。

(注2) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

(注3) 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを

要しない。

(注4) 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注5) 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注8) 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

(注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。

□ クレジット・デリバティブについては、次の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じ、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た

額

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン ・スワップ又はクレジット・デフォルト ・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

(注1)

標準的手法を採用する信用協同組合等がプロテクション提供者である場合の掛け目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法を採用する信用協同組合等がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合には、プロテクション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者の信用事由(プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。)の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、この項の規定により算出される額について、

取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十七条から第三十三条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

② 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のう

ち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してものみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 次の算式により得られるネットのアドオンの額

ネットのアドオン =  $0.4 \times$  グロスのアドオン

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 【略】

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別  
ボラティリティ調整率

第六十九条 【同上】

(標準的ボラティリティ調整率)

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別  
ボラティリティ調整率

<p>〔略〕</p> <p>(計算方法)</p> <p>第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スマップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートヤーの額は、次の式により算出する。</p> $E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$	<p>2</p> <p>〔略〕</p> <p>(計算方法)</p> <p>第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スマップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートヤーの額は、次の式により算出する。</p> $E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$	<p>〔略〕</p> <p>(計算方法)</p> <p>第八十八条 標準的手法を採用する信用協同組合等が包括的手法を適用する場合であつて、第五十条第二項の規定により先渡、スマップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートヤーの額は、次の式により算出する。</p> $E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$
<p>二十五パーセント</p>	<p>二十五パーセント</p>	<p>二十五パーセント</p>

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十三条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

$C_{\text{Ad}}$ は、 $H_C$ （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びNHFx（エクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

法的に有効な相対ネックティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十三条第一項第一号に定めるネック再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネックのアドオンとする。

3 [略]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第一百三十二条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスボージャー方式を用いている場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

E\*は、信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十一条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

$C_{\text{Ad}}$ は、 $H_C$ （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びNHFx（エクスボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

法的に有効な相対ネックティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十一条第一項第一号に定めるネック再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネックのアドオンとする。

3 [回上]

（間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第一百三十二条の二 標準的手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスボージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十二条第七項の規定により算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかるわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

#### 第[四][十一]条 [剰]

##### [2～4 剰]

5 第五十条（第一項及び第二項を除く。）から第五十二条までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合にねじて、この規定中、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

##### [項を省く。]

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{(Tm/10)}$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・

エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかるわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(事業法人等向けエクスボージャーのEAD)

#### 第[四][十一]条 [回上]

##### [2～4 回上]

5 第五十条から第五十二条までの規定は、事業法人等向けエクスボージャーのEADについて準用する。この場合にねじて、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者として

間接清算参加者の適格中央清算機関向トレーディング・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行つたことによつ生ずる間接清算参加者に対するレーベル・エクスボージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十二条に定める期待エクスボージャ

一方式を用いていないときは、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポートに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートのEA Dとするがである。

掛目 =  $\sqrt{ } \quad (\text{Tm}/10)$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

（マチユリティイ）

第一百三十三条　【略】

〔2～5　略〕

（マチユリティイ）

第一百三十三条　【回上】

〔2～5　同上〕

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポートのEADについて第五十二条から第五十二条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティイとし、同号に掲げる実効EEx<sub>k</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔1～1　略〕

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポートのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチユリティイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチユリティイとし、同号に掲げる実効EEx<sub>k</sub>は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチユリティイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

〔1～1　同上〕

7 [略]

(リテール向けエクスポートジャーヤーのEAD)

第一百四十条 [略]

[2~4 略]

5 第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六まで  
の規定は、リテール向けエクスポートジャーヤーのEADについて準用する。  
この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用  
協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等  
」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替  
えるものとする。

[項を削る。]

7 [同上]

(リテール向けエクスポートジャーヤーのEAD)

第一百四十条 [同上]

[2~4 同上]

5 第五十条から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクス  
ポートジャーヤーのEADについて準用する。この場合において、「標準的  
手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用  
する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

6 第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポートジャーヤーで  
あつて、内部格付手法を採用する信用協同組合等が直接清算参加者  
として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポート  
ジャーヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加  
者に対するトレード・エクスポートジャーヤーのEADを算出する場合につ  
いて準用する。

(エクスポートジャーヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 [略]

2 エクスポートジャーヤーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又  
は通貨スワップから生じるエクスポートジャーヤーの計算においては第五  
十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定

(エクスポートジャーヤーの厚さ (T))

第二百三十六条 [同上]

2 エクスポートジャーヤーの厚さを計算するに当たつて、金利スワップ又  
は通貨スワップから生じるエクスポートジャーヤーの計算においては第五  
十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において

を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

「協同組合等」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

〔一・二 略〕

三 期待エクスポートージャー方式の使用について第五十二条第一項（（百三十二条第五項又は第四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3 「略」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の三 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項のEAD<sub>i total</sub>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方に係るネットティング・セット<sup>ガ</sup>とに算出し

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 「同上」

〔一・二 同上〕

三 期待エクスポートージャー方式の使用について第五十三条第一項（（百三十二条第五項又は第四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3 「同上」

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の三 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

た額とする。

一 SA-CCCRを用いる場合 第五十二条第一項に規定する与信  
相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十二条第二項に  
規定する与信相当額

三 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節  
第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手  
法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第三号の割引現在価値は、次に掲げ  
る方法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ  
る算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.$$

$$05 \times M_x)) / (0.05 \times M)$$

$M_x$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$ 又は $M_{\text{ind}}$

6 〔略〕

7 第四項第三号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_i^{\text{total}}$ （直接清算  
参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エ  
クスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清  
算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るものに限る。  
）を算出する場合には、同号に定める額に次の掛け目を乗じた額を、  
当該ネットディング・セットの $\text{EAD}_i^{\text{total}}$ とすることができる。

一 カレント・エクスボージャー方式を用いる場合 第四章第六節  
第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手  
法を適用した後のエクスボージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割  
引現在価値

三 期待エクスボージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に  
規定する与信相当額

〔号を加える。〕

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げ  
る算式により算出するものとする。

$$(割引現在価値) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.$$

$$05 \times M_x)) / (0.05 \times M)$$

$M_x$ は、対応する $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$ 又は $M_{\text{ind}}$

6 〔回上〕

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の $\text{EAD}_i^{\text{total}}$ （直接清算  
参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト  
レード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生  
ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るも  
のに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定め  
る額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットディング・セットの $\text{EAD}_i^{\text{total}}$

掛目 =  $\sqrt{ } \quad (\text{Tm}/10)$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第一回四十六条の二第七項」と、同項第一号中「ネットティング・セットト二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セットト十営業日」とあるのは、「ネットティング・セットト五営業日」と読み替えるものとする。

ルールによるもの。

掛目 =  $\sqrt{ } \quad (\text{Tm}/10)$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セットト二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セットト十営業日」とあるのは、「ネットティング・セットト五営業日」と読み替えるものとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の六 第四章（第五十一条第四項第一号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二〇ペーセントとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「信用協同組合等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二〇ペーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニま

で」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

## 「一・二 略」

3|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合（S A I C C R）を用いる場合に限る。）において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セグメントに含まれる取引のM<sub>i</sub>のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

4|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスボージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関から

## 「一・二 同上」

3|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー（信用協同組合等が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

## 「項を加える。」

3|| 第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、期待エクスボージャー方式を用いるときは、第五十二条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関から

変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

5||

第一項の規定により第四章の規定を準用する場合において、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

〔項を加える。  
】

〔項を加える。  
〕

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（信用協同組合等が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に信用協同組合等への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていないとき

に限る。) の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレーディング・エクスポートシヤーのリスク・ウエイトは、四ペーセントとする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセシト)

第一百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシトの額は、次の算式により算出した所要自己資本額( $K_{CMi}$ )

に十一・五を乗じて算出する。

— 所要自己資本額( $K_{CMi}$ )は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max \left( K_{CCP} \times \left( \frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}} \right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref} \right)$$

$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

DF<sub>i</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

DF<sub>CM</sub><sup>pref</sup>は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセシト)

第一百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシトの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

— リスク・センシティティブ手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティティブ手法」又は、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額( $K_{CM}$ )に十一・五を乗じて信用リスク・アセシトの額を算出する手法をいう。

— 所要自己資本額( $K_{CM}$ )は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}^* = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF' \cdot DF'_{CM} & if \\ DF' < K_{CCP} & (i) \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & if \\ DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' & (ii) \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & if \\ K_{CCP} \leq DF_{CCP} & (iii) \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF'_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

EAD<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスボージャーの額

$$EAD_i = \max\left(\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\%\right)$$

又はロジカルな額とする。

イ 派生商品取引のA-CORを用いた算出した額。ただし、  
受け入れ保証の額には直接清算参加者が提出した清算基金の額  
を含むとする。リスクのマージン期間は十営業日とする。

ロ ルール等の監視 次の算出式によつて算出した額  
$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が提出した当初証拠金の額を加えた額（第七十九条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が提出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が提出した清算基金の額  
三 派生商品取引の回数(本額(K<sub>CMi</sub>)と算出額との割合)  
トダヤ、銀七十円条銀一圓銀一弔リの賃貸りからひや、算出基  
準日を含む四半期の一週前の四半期までの年々の賃料や監修料  
額が五十万を越えたネントイング・ヤシルに係る賃貸保有期間を  
十営業日とする。同じ。

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が提出した当初証拠金（第九号において  
DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者*i*が提出した清算基金  
Anet,iは、直接清算参加者*i*に対するEBRM<sub>i</sub>の額（第八号及び第九  
号において同じ。）

第一号に規定する算出におけるルート・ルクルボージャーに  
係る初期証拠金が、派生商品取引の形態の取引の双方を対象  
するエクスボージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \max\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\%\right\}$$

K<sub>CM</sub>は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

N<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が提出した清算基金の額

DF<sub>CCP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が提出した当初証拠金の額を加えた額

レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（

担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と、二号口に定める額との割合に応じた額とする。

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分(ア)に分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分(ア)に算出する。この場合において、 $DF_{cep}$ が当該区分(ア)に分別管理されていないときは、当該区分(ア)の $DF_{cep}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者との勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポート・エクスポート・エクスポートの額及び当該間接清算参加者との勘定のトレード・エクスポート・エクスポートの額の合計額を $EAD_i$ とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者との勘定の別に分けられていないときは、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者との勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分する」ととする。

前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下の項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場

において同じ。）

$A_{Net,2i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\Sigma_i A_{Net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

一 前号におけるエクスボージャーの額は、第七十九条及び第八十一条の信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額とする。

二 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスボージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスボージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第三項第一号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

ネットのアドオン =  $0.15 \times \text{グローブのアドオン}$

$$+ 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グローブ再構築コスト}} \times \text{グローブのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグローブのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第一号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第一項第一号ニ（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、

合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレーディング・エクスポート・ジャマー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一 当該適格中央清算機関に対するトレーディング・エクスポート・ジャマーの信用リスク・アセットの額

二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいづれかの時点での取引件数が五千件を超えたネットディング・セシットに係る最低保有期間を二十営業日とする」と要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出する必要を要する。この場合において、 $DF_{cap}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{cap}$ たる $A_{Net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（ $DF_{cap}$ ）が需を上回る場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（ $K_{cap}$ ）を算出する。を要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する信用協同組合等の未拠出

の清算基金の額

$DF_i^*$ は、直接清算参加者*i*の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（ $K_{cap}$ ）を算出する。を要する。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

$IM$ は、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第一号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーマーの信用リスク・アセットの額を算出する必要はない。

$$\min\{(2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーマーの額

DFは、当該適格中央清算機関に信用協同組合等が拠出した清算基金の額

備考 表中の〔〕の記載及び対象規定の一重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。